令 和 ４ 年 ６ 月 １５日

第４回南知多町議会定例会会議録

１　議　事　日　程　　６月１５日（２日目）

日程第１　一般質問

２　会議に付した事件　　議事日程に同じ

３　議員の出欠席状況

出席議員　（１２名）

１番	森　　宏　子	２番	山　本　優　作
３番	鈴　木　浩　二	４番	片　山　陽　市
５番	小　嶋　完　作	６番	内　田　　保
７番	石　垣　菊　蔵	８番	服　部　光　男
９番	藤　井　満　久	10番	吉　原　一　治
11番	榎　戸　陵　友	12番	石　黒　充　明

欠席議員　（なし）

４　説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	高田順平	総務課長	坂口増和
防災危機管理室長	石黒俊光	税務課長	内田純慈
企画財政課長	滝本　功	まちづくり推進室長	山本剛資
建設経済部長	滝本恭史	建設課長	山本　剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	住民福祉課長兼保険年金室長	山下忠仁
健康介護課長	田中直之	健康子育て室長	相川和英
環境課長	富田和彦	教育長	高橋　篤
教育部長	鈴木淳二	学校教育課長	鈴木和芳
社会教育課長	森　崇史	学校給食センター所長	宮地利佳

５　職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長　大久保　美　保　　主　　査　小　坂　有　一

〔　開議　９時３０分　〕

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、６月定例議会、昨日に引き続き２日目に御出席いただき、誠にありがとうございます。

ここで、傍聴者の皆様にお願い申し上げます。本日10時に緊急地震速報の訓練メール及び防災無線が流れますので御承知おきください。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。よろしくお願いをいたします。

ここで、発言する方に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からマスクの着用をお願いしておりましたが、聞き取りにくい場合がありますので、発言に限りマスクを外し、発言をしてください。

今朝のニュースでも、賛否両論の中で、黙食での学校給食から会話を含めた食育へとかじを取り始めた自治体の話題が聞こえてきました。コロナ対策を講じて進めてまいりますので、皆様の御理解、よろしくお願いをいたします。

日程第１　一般質問

○議長（石垣菊蔵君）

日程第１、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて１時間までとし、関連質問は認めません。なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいこととしております。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけお願いをいたします。

４番、片山陽市議員。

○４番（片山陽市君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。壇上においては通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

１．戦没者慰霊碑の管理について。

今年３月に内海遺族会が解散しました。戦後77年を経過しようとしている現在、全国各地で遺族会の継続や慰霊碑などの維持管理が行き届かなくなっています。一般財団法人日本遺族会は、慰霊碑等の維持管理を自治体など行政が行うよう、平成29年から毎年、国に要請している現状です。

そこで、以下の質問をします。

１．町内の他地区では遺族会解散の動きはあるか。

２．解散したことにより、内海にある遺族会が建立した護国神社や慰霊碑などは建立者不明となるが、町として今後の維持管理は誰が行うのが妥当と考えるか。

３．内海にある慰霊碑を撤去、または移設してほしいと地権者から要望されている。厚生労働省によると、自治体が撤去、または移転を行う場合に最大50万円の補助金を出す制度があるが、これを利用することは可能か。

大きい２番です。海岸の利用方法について。

本町の海水浴場は、今年も浜開きを迎える時期となります。特に、内海地区においては年間を通じて最も観光客が訪れる季節です。

しかし、近年、海水浴客はレジャーの多様化や新型コロナウイルス感染症の影響などにより減少を続けています。内海を訪れる目的も、海水浴と同時にバーベキューやキャンプなど、海岸の利用方法に大きな変化が見られています。

そこで、以下の質問をします。

１．令和元年６月定例会一般質問で、西浜バーベキュービーチにおける無許可利用について、町長は、「早急に対応するよう指示する。占用許可を得ていないものは撤去命令を出す」と御答弁されました。いつ、誰に対して、具体的に指示や指導はどのようなものだったか。

２．ホームページに掲載されている西浜ビーチのバーベキュー許可エリアは町が許可したということであれば、指示や指導に従ったことはいつ確認できたか。

３．このホームページによると、今年は４月23日土曜日から営業を開始すると同時に清掃協力金を値上げするとしているが、適正価格は幾らと考えているか。

４．清掃協力金を徴収することが適正であるならば、他の町内海岸でもバーベキュー等をしている人たちからも徴収できるということか。

５．テーブルやテントの利用料金に加え、食材の販売も行っているようです。これは、

保健所の許可を得た飲食店と同じ営業形態と思えるが、町が許可したのか。

６．併設されている西浜ビーチパーキングは、車を駐車するスペースを確保するために山裾を削り込んであるように見えるが、この土地の地権者は秋葉社であり、地目は保安林になっているが問題はないか。

７．このパーキングで得た駐車料収入は吹越発展会が得ていると思うが、それに伴っての町税は支払われているか。

８．海岸や公園か港なのか分からないが、仮設電気設備と水道設備が設置されている場所は町が占用を許可したのか。

９．日本の渚100選に選ばれた千鳥ヶ浜の一部を「西浜ビーチ」と名前を変え、ホームページにまで掲載していることに対し、町は認めているのか。また、許されるのか。

10．以上、１から９までの質問の中には法令に抵触するものがあるように思えるが、抵触する可能性があるものはどれか。

再質問がある場合には自席でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－１につきまして答弁させていただきます。

南知多町遺族会に関しまして、会員の高齢化は顕著ではありますが、各支部の活動実績報告では忠魂碑の清掃作業、戦没者追悼式に参加するなど、定例的に活動がされています。南知多町遺族会役員会の事務局、南知多町社会福祉協議会によりますと、ほかの支部が解散する動きがあるとは聞いておりません。以上です。

○４番（片山陽市君）

次に行ってください。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－２につきまして答弁させていただきます。

南知多町遺族会内海支部が令和３年度に解散したため、本来の建立者等が行う維持管理が困難となることが想定されます。今後、残された慰霊碑の維持管理の方法については、南知多町遺族会など、町も含め関係機関と話合いを持って決めていくことが必要で

あると考えています。

○４番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－３につきまして答弁させていただきます。

厚生労働省は、民間団体等が建立した慰霊碑については建立者が自ら管理することが基本であるとしています。

しかし、管理状況不良の慰霊碑の放置は好ましくないことから、移設、または埋設等の取組を補助し、適切な対応を図ることができるよう、国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱を定めました。その要綱の中で、事業内容としては、「建立者等が不明、またはそれに準ずる状態であり管理状況が不良の慰霊碑について、地権者等と協議を行った上で移設等を行う」とされています。申請については町から県に行い、その後、県が取りまとめて国へ行うことになっております。対象となるのは、倒壊の危険などがあり、地域住民へ危険が及ぶおそれがある慰霊碑が基本となります。

現在、内海にある慰霊碑に関してはそのような状況ではなく、県に照会しましたが、補助制度を利用することは難しいと回答がありました。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

ただいま、３つの質問に答えていただきまして、私も率直に思うんですけど、遺族会がなくなっていく、この現状は止めることはできないと。

今後、所有者が不明になるような慰霊碑は必ず出てくると思いますけど、部長の答弁にもありましたように、町も前向きに考えていくということでありますので、ここでの質問は終わります。

大きい２番へ行ってください。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、御質問２－１から２－６まで、２－８から２－10までは、私、建設経済部長から、２－７につきましては総務部長から答弁させていただきます。

御質問２－１につきまして答弁させていただきます。

令和元年６月議会において御指摘のありました、表記が誤解を生むような看板についての早急な対応につきましては、その後、直ちに設置者及び観光協会内海支部と協議をした取決め事項に従い、掲示する案内の変更を要請いたしました。

また、占用許可が申請されていないものへの撤去命令につきましても、該当する立て看板や漁港入り口に設置された管理施設がございましたので、設置者に対し、早急に撤去するよう指示をし、撤去を確認しております。

また、併せてホームページなどによるバーベキューエリアの営業的な表記につきましても、自粛するようお願いしております。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

いつ撤去されましたか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本　剛君）

いつ撤去されたかという御質問でございますが、御指摘がございまして、早急にその後、撤去の要請をいたしております。

シーズンが始まるぐらいに撤去をお願いしておるところでございます。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

前回、町長が御答弁されたのは３年前です。それで、今年、僕がこの質問の通告をしたのが、５月16日かな、締切りが５月26日でした。

５月26日の時点で、帰りに看板等々をチェックしたところ、以前にも増して多くの看

板がございました。ところが、今朝見てきたところではもうなくなりました。

質問を通告したら看板を撤去するんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本　剛君）

御指摘の令和元年６月以降新たに設置された物件につきましては、再度、撤去の指示を行いました、今回。そのため、撤去されたものと考えております。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

今日、海岸には全ての看板が撤去されておったというふうに確認してきましたけれども、駐車場にはいまだにバーベキュー1,000円、１から５人は1,000円、６人から10名は2,000円という看板が駐車場には残っております。それは営業じゃないんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本　剛君）

御指摘の駐車場に表記されているバーベキューが1,000円、こちらの今写真で御指摘された黄色い看板でございますけれども、そちらにつきましても、今回、撤去の要請を行っておりまして、既に撤去されているということを確認しております。以上でございます。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

僕は、朝、７時半だったんですけど、見てきたんですけど、今朝の７時半以降に指示されたんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本　剛君）

すみません、私どもが確認したのは昨日でございまして、本日は確認しておりませんので、再度、確認をさせていただきたいと考えております。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

昨日、議会があったものですから、帰りに私も見てきました。駐車場には看板がありました。今朝もありました。

昨日ないのを確認したというのはちょっと理解できないですけど、ちょっと占用の話を先ほど、占用の許可を得ていないものは撤去するということですけれども、なぜ占用の許可を出さないんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

ちょっとフォローさせていただきます。

まず、令和元年の御指摘の看板につきましては、すぐあのとき指示をしまして、撤去じゃなくてビニールでかぶせた、そういう形での対応をしたことは事実です。

それで、今回の御質問にあるやつにつきましては、それの内容が変わってきたんですね。それは、基本的に令和元年６月21日、内海支部の総会のときに、ここに取決め事項があるんですね。それに対して、看板でもホームページでも、みんな観光協会と打合せをしてやるようにという決まり事があるんですね。それを守っておるかどうかの御指摘だったら今から全て答えないかんなと思っています。

私たちが占用許可を個人の土地だから出すわけじゃないですね。国道だったら県ですよね、町道だったら私らの。ですから、その看板がどこにあるかということと内容について、過度な営業だとか、本来、バーベキューにつきましては、ごみの対応をするための協力金というスタイルを取っているようでございまして、それに対して営業で呼び込みじゃないかと、その判断につきましては令和元年の観光協会内海支部の総会で決められた決まり事にどう整備していくかということに関して、やっぱり地元のコントロールとともに、法令違反の場合はやっぱり我々が見ないといかんと思っています。どこまで民の営業の中に官が入っていくかというのは微妙なところがございまして、その辺は御

理解いただきたいなと思っているところはあります。

今日の朝の内容につきましては確認していきますけれども、きっと同じ看板が残っておると思うんです、まだ。その内容につきましては今答弁させていただいたように、一度、観光協会内海支部と協議せないかんというふうに思っております。以上でございます。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

３年前には、港湾隣接地域の場合は観光協会と漁協の同意を得た上で、地元の区を通じて町に許可を申請するという御答弁を誰がしたのかな、町長がされていますね。町長がされていますので、その観光協会の今、議事録ということで観光協会の同意は得られたかもしれないですけど、漁協の同意はどのような形で確認をされたんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本　剛君）

令和元年度の６月議会において答弁させていただいたのは、バーベキューのセットの内容でございます。

占用物として当時設置されたバーベキューセットを占用と認める場合においては、観光協会、あるいは漁協の同意が必要だというふうに答弁しておるところでございます。

ただし、今回、利用に関しましては観光協会の総会におきまして、先ほど町長が答弁したとおり、取決め事項の中で決めている事項でございまして、その総会におきましては内海漁協理事の参加もございました。その中で総意で決められた事項だというふうに考えておりますので、漁協とのそういった同意はされているというものと考えております。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

観光協会も漁協も同意しておるということであれば、町は申請があれば占用の許可を

出してもいいんじゃないですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本　剛君）

同意を、許可を出すべきではないかということですけれども、現在の西浜ビーチの利用形態でございますが、エリアを指定して利用させていただいておるんですけど、例えばロープを仕切って排他的に利用するといった占用には当たらないということで、占用許可としては出しておりません。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

そういうふうにお考えならそれはそれでありですけれども、昨日、ホームページを再度確認しましたけれども、ホームページはネット上に存在しませんでした。

それで、ちょっと直前にプリントアウトしたもの。宿泊用のテントセットを始めました。宿泊用のテントというのは１日以上置いておくわけですから、こういったものって不法使用みたいな感じにはならないんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本　剛君）

テントについて少し長い時間設置されていることは占用に当たるかということだと思いますが、キャンプに使うテントですね、そういったものにつきましては愛知県のほうにも確認をいたしておりますが、占用物に当たらないという運用を現在はさせていただいておりまして、排他的に利用しているという考えではございません。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

テントも、海岸は基本的に自由に使用していいよということですから、お客様が自分でテントを持ってきて自分で立てて泊まっていくというのは、多分、何も問題ないと思

うんですけど、テントを準備して張って、一式で6,000円ですよと、これは宿泊施設と一緒じゃないですかと思うんですよ。

この辺、本当に大丈夫ですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

議員がおっしゃられるホームページにテントを設置するというような表記があったと思われます。

テントを貸し出すサービスの一環とは考えますが、営業ということも考えられますので、その辺りはまた地元設置者、営業者、または内海観光協会と検討して精査を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○４番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問２－２につきまして答弁させていただきます。

現在、町内の海岸において、条例等によりバーベキューの規制はありません。条例等がないため、海岸利用は原則自由使用となっておりますので、バーベキューを行うことに対しては町の許可を必要とするものではありません。

内海海岸でのバーベキューの管理と運営につきましては、令和元年６月の観光協会内海支部の総会において、バーベキューの行えるエリアや清掃協力金、テントの貸出し、会計報告に関することなどの取決めがなされ、これに基づいて実施されております。以上です。

○４番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問２－３について答弁させていただきます。

御指摘の清掃協力金につきましては、環境美化の観点から、放置されたごみ処理費用を捻出するため、地元観光協会などが利用者の善意による清掃協力のための寄附金をお願いする取決めとなっております。

また、この協力金について、本町の顧問弁護士にも確認しましたところ、強制的に徴収するものではなく、利用に当たっての場所代としてでもないため、法的に問題はないとの回答を得ておりますので、この清掃協力金の適正な価格につきましては地区の実情に応じた環境美化等に要する費用と考えています。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

このごみって、産廃ですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

事業系のごみというふうに考えております。

また、産廃につきましては、その事業系のごみの中の一部が産業廃棄物に当たるというふうに考えております。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

事業系のごみということは、営業しておるということになっちゃいませんか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいまの片山議員の御質問に答弁させていただきます。

事業系のごみにつきましては、事業活動のみを事業系のごみとするものではなく、役所の仕事に関しても地区の一斉清掃ですかね、そういうものに関しても一般の家庭から出るごみとは違うごみとして事業系という取扱いをしておりますので、今の一般家庭か

ら出るごみ以外につきましては事業系という判断をしておりますので、一律に営業活動イコール事業系ごみというふうにはなりません。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

何かよく分からないですけど、一般家庭から出るごみ以外は全部事業系という解釈でいいんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいまの御質問について答弁させていただきます。

なかなか解釈が難しいところではございますが、基本的にはそういう、今おっしゃる回答でよろしいかと思います。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

そうしますと、この西浜のビーチのバーベキューの関係は、営業なのか、営業じゃないのかというのが非常にグレーな存在になってしまうと。

ホームページを見る限りは、明らかに営業に見えます。ましてや、今残っておる看板にもバーベキュー、１回とは書いていないですけど、バーベキューは1,000円だと大きく書いてあります。

これは、営業だから事業系のごみという解釈をしておるんであれば、即刻やめさせるべきだと思います。その辺、どうお考えですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

あくまでも、営業行為ではなく清掃協力ということでお金をいただいておりますので、その辺、営業的な表記がある、誤解を招くような部分につきましては、また地元とも協

議し、精査していきたいというふうに思っております。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

もう消えちゃったホームページから拾ったものですけど、ちょっと読みますね。渡される分別ごみ袋に瓶、缶、ペットボトル、燃えるごみに分別をして所定の分別ごみ箱に捨ててください。彼らお客さんは、ごみ箱まで持ってきてくれるんです。あとは処理費だけじゃないですか。

処理費も事業系のごみということなので有料になるかと思いますが、３年前に確認して、今、今回確認していないですけど、３年前に確認したところ、観光協会がごみを処理しておるというような話を聞いておりますけれども、これは本当にこういうやり方でいいんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

処理につきましては、ここでバーベキューの協力金をいただいている方が処理をしているというふうに私は聞いております。

ただ、協力金に対する領収とかの場合につきましては、観光協会の名前で領収書は発行しているという取決めが令和元年６月の観光協会の支部で取決めされておりますので、そのようになっているというふうに思っております。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

適正価格についてお聞きしますけど、人数によって金額がどんどん上がっていくというのはどのように考えますか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

適正な価格というものにつきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、地区の実情に応じた環境美化等に要する費用というふうに考えておりますので、そういったところで適正な価格は地元で協議されて出されたものだというふうに考えております。以上です。

○４番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問２－４につきまして答弁させていただきます。

清掃協力金につきましては、先ほど答弁したとおり、地元観光協会、地元地区など、関係者による協議により各地区の実情に応じてごみ処理などの諸問題を解決するためのものであれば、法的に問題はないと考えております。以上です。

○４番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問２－５につきまして答弁させていただきます。

食材の販売については町が許可すべきものではなく、県の許可となっております。

また、この場所での食材の販売はなく、近隣店舗の情報提供を行っていると聞いております。

こちらのホームページを確認しましたところ、知多牛と海鮮の紹介がされており、「予約はこちら」をクリックすると知多牛を生産直売している店舗へつながります。

紹介されている食材については生産直売している店舗での受渡しであり、西浜ビーチで預かるなどして利用者に渡していることはないとのことであったため、問題はないと考えております。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

消されちゃったホームページのことをがたがた言ってもしようがないですけど、あのホームページから見れば、ここの地元の人は食材を提供するところも知っていますから別だということは分かりますけど、日本全国どなたが見るか分かんない、ましてや世界中の誰かが見たときに、ここは明らかにテントも用意してくれる、こんろも何もかも全部用意してくれた上で食材も準備ができると。飲食店だというふうな誤解を招くのはもう間違いないような事実なので、ホームページが消えちゃっていますから、この件についてはこれ以上言いません。以上です。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問２－６につきまして答弁させていただきます。

御質問の土地につきましては、地目上、保安林となっておりますが、知多農林水産事務所林務課に確認しましたところ、昭和45年に指定解除となっておりますので、保安林制度における立ち木の伐採、土地の形質変更行為等の規制対象外となります。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

保安林の指定が解除されておるんであれば多少の伐採等々も許されるのかと思いますけれども、地権者はあくまでも秋葉社ですから、その辺のことはあまりよくないんじゃないかなというふうに思います。

ちなみに、ここは国定公園に指定されていないですか。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいま片山議員からの、ここは国定公園に指定されていないかの質問でございますが、この秋葉社のところにつきましては自然公園法の規制区域以外でございます。

○４番（片山陽市君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、御質問２－７につきまして答弁させていただきます。

駐車料収入は吹越発展会が得ていると思うがということですが、吹越発展会が納税者であるかどうかも含め、納税者の収入の内容や税金の支払い状況についてはお答えすることができない情報となりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

一言、納税していますと言ってくれればそれで済んだのかなと思いますけれども、ちょっと残念です。

ところで、ここは駐車場として営業されておることは現実、事実ですから、固定資産税はかけられるんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

税務課長。

○税務課長（内田純慈君）

個々の土地の課税状況についてもお答えすることができない情報となりますが、一般的には秋葉社ということで、境内地の用に供している土地の固定資産税は非課税ですが、有料駐車場など、本来の目的以外に供している場合は課税となります。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

非課税じゃなくて課税できるということであれば、これまで課税、ごめんなさいね、ちょっといろいろ調べたところ、ここの駐車場では固定資産税は支払われていないということまで確認できていますので言いますけど、何で今までかけてこなかったのかということをお答えいただきたいですが、ここでは答えられないということですよね。

やむを得ない話ですけど、それでしたら、今後、ぜひしっかり課税して町の収入を得るようにしてください。

ちなみに、この海岸で営業しておるということになると、この海岸には固定資産税ってかけられないんですよね。

○議長（石垣菊蔵君）

税務課長。

○税務課長（内田純慈君）

海岸等は、通常ですと民間じゃなくて公共のほうが所有している土地になっておりますので、税のほうはかけられておりません。

ただし、公共の用に供する土地でありましても営業の用に供する場合であれば、その分をその地域を課税しておるという状況のある土地もあります。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

※
――――――――――――――――――、――――――――――――――――――――――――――、――――――――――――――――――――――、――――――――――――――――――。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問２－８につきまして答弁させていただきます。

仮設電気設備につきましては、現地を確認しましたところ、コンセントを有し、バーベキュー利用者向けの電源設備であり、町への申請のない物件であったため、撤去の指示を行っております。

また、水道設備につきましては、公共的団体が設置する場合、占用許可申請を省略して使用を承諾しております。

吹越発展会とは平成27年度に協議を行い、環境美化のために利用する目的であることから水道設備の設置を認めたものであります。

※　取消し発言あり

しかしながら、こちらも現地を確認しましたところ、水道施設から分岐されシャワーとしての利用が確認されましたので、この水道施設の目的に沿うものではないと判断し、目的外の使用でのシャワー施設については同様に撤去するよう指示し、撤去を確認しております。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

水道施設の目的が環境対策ということですけど、これは水道を引いて環境対策、清掃に使うのか何に使うのか、ちょっと分かんないですけど、そもそも排水路もないところに水道施設をつけてもいいんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本　剛君）

ただいまの御質問、排水施設のないところに水道施設でいいのかということだと思うんですけど、海岸につきましては排水の施設が整備されていない箇所が多々ございます。また、町の中であっても排水施設のない箇所といったことは多々ございます。

そういったことで、水道を利用するに当たっては、水道の必要性といったことも加味しまして、排水施設がない場所であっても許可をしているという現状でございます。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

水道の必要性を感じた、認めた理由というのが分かれば教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

やはり清掃するに当たって、いろいろ洗い流したりというところもございますので、海岸から清掃を行ったごみ等の洗い流し、またはそれに要する自分たちの手洗い等に必

要というふうに感じましたのでこの許可を出したものでございます。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

シャワーに使われるとは、そのときは想定外だったんですよね。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本　剛君）

そのとおりでございます。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問２－９につきまして答弁させていただきます。

御質問いただいた西浜ビーチの呼び名につきましては通称地名とも呼ばれ、何ら規制できるものではなく、呼称の使用については町が認めるという立場でもありません。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

あたかもプライベートビーチのような西浜ビーチという呼び方を何も問題ないとお答えになる町の考えもよく分からないですけど、これ、全国的にどこでもこういうことが許されるんですよねという解釈でいいですよね。いいね。

じゃあ、最後の質問に行ってください。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問２－10につきまして答弁させていただきます。

先ほど答弁いたしました仮設電気設備やシャワー設備につきましては、南知多町内海

港港湾占用料等徴収条例に抵触する物件となりますので、既に撤去するよう指示を行っております。

海水浴を有する海岸の管理につきましては、それぞれの地区で様々な課題を有し、対応していただいているところであります。町としましても、これら課題に対応するため、海水浴場に関する条例の制定や海岸の指定管理などの手法を模索していき、適正な海岸の管理を検討してまいります。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

法的にちょっと問題のあることもあるということですので、徹底的に守られるように指導をお願いしたいんですけれども、ただ、この西浜ビーチに関しては３年前から３年間まるきり何も変わってこなかった。ここの１週間、２週間でやっと変わったと。

これが指示をしたから後は知らないよ、あるいはホームページも今日が終わったらまた復活する可能性もあるし、看板もまた立てられる可能性があります。こういったものは誰が巡回するなりしてまた指示するんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

西浜バーベキューのホームページ、またいろんなことをすることに対してというものに関しましては、令和元年の６月、内海の観光協会の支部の総会で決められておりますので、原則、その取決めに従い、観光協会と西浜ビーチを運営する方の協議で行っていくというふうに考えておりますが、あまりにもそういった占用物件等々が出てくる可能性もございますので、その辺り町も関与していき、指導していきたいと考えております。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

そうしますと、今回指示したのは町じゃなくて観光協会ということですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

占用等の関連もございましたので、撤去等の指示は町がしております。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

今日が水曜日、３日前の12日もバーベキュー場は大盛況でした。

この先、どういう形で予約等々を取るのか分かんないですけど、またいいのか悪いのか、本当によく判断していただいて、間違った条例をつくるようなことがないようにお願いして質問を終わります。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で片山陽市議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時30分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

〔　休憩　１０時１８分　〕

〔　再開　１０時３０分　〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、５番、小嶋完作議員。

○５番（小嶋完作君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

１．人口減少、税収減を見据えた財政運営について。

本町の人口は、昭和36年６月１日、２万9,654人をピークとして平成24年５月末、１万9,969人と２万人を割り、令和４年３月末現在、１万6,078人、いずれも日本人のみと減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推測では、令和22年には本町の人口は１万人ほどになります。また、今から13年前の平成21年では25億6,000万円余りありましたが、令和

４年度一般会計予算では町税20億9,666万円と大幅な減収状況となっています。今後も、人口減少・地価の下落等で現状の税収も見込めないと考えられます。

地方債残高も平成23年度は53億5,000万円余りが、令和３年度末では74億5,000万円余りと、10年余りで21億円増となっています。

毎年の借金返済も重くのしかかってきます。公共施設の老朽化、多額の維持管理費の問題など、負の遺産だけを将来に残すようなことはなりません。あらゆることを見直し、歳出を抑え、予算構造自体も変えていくことも必要と考えられます。

そこで、以下の質問をします。

１．令和４年４月１日付で74人の人事異動が発表されました。

その中に、新規採用者８人、退職者９人、うち再任用４人の異動があり、退職者の補充のようにも感じましたが、正規職員を削減していく考えはあるのか。

２．平成16年度から平成20年度までの５年間で推進した第４次町行政改革及び平成17年度から平成21年度までの５年間で推進した町集中改革プランにおいて、職員数を235人から207人と28人削減しています。その後も、人口が年々減少しているにもかかわらず、210人前後とほとんど変わっていません。

近隣町での職員定数条例を見ると、美浜町、阿久比町は本町より人口が多いのに定数は少ない。人口比率などどのような根拠があるのか。

３．役場内の会計年度任用職員について、条件つきで高い賃金で雇用したところ、その賃金は年間満たしていない実績がある。こうしたことを踏まえ、例えば２つの課の仕事を兼務するような雇用の仕方はできないのか。

４．課・室によって一年間通じて忙しい時期、そうでない時期もあるはずである。

昨年、コロナ関係で他部署職員の応援的な異動がありましたが、会計年度任用職員もそのような方法で削減できないか。

５．人件費削減のため、役場の課・室の業務内容で民間に委託できそうなところはあるのか。

６．新給食センターが令和３年９月から稼働しています。今後も児童・生徒も減少していく中、最新の機械等を使っての業務で人員を減らすことができると思いますが、どうですか。

また、民間への業務委託について町はどのように考えていますか。

７．水道事業も、人口や給水世帯数、給水量の減少により、将来的には水道料金の値

上げをしていかないと事業そのものが維持できないおそれも出てきます。近隣の市町村との事業統合は視野に入れているのか。

８．知多南部広域環境センターと知多南部斎場が、それぞれ令和４年４月から稼働を始めました。本町の維持管理費等の負担金は、今後、どれくらいになる予定か。

９．現在の豊浜中学校を取り壊し、令和９年度中に新中学校を建設する計画ですが、規模・建設費、国からの補助はどの程度の金額を見込んでいるのか。

また、公共施設等総合管理計画に維持管理のコストをどのように考えていく予定か。

10．学校再編による廃校跡地や主な町有地の民間への売却について、町はどのような考えか。

壇上からは以上です。なお、再質問がある場合は自席から行います。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、御質問１－１から１－５、最後の１－10は、私、総務部長から、１－６、１－９につきましては教育部長、１－７は建設経済部長、１－８は厚生部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問１－１につきまして答弁させていただきます。

本町の職員数は、行政サービスを低下させないため、ここ10年は現状維持でほぼ横ばいの人数となっております。新規採用職員数については、翌年度に行う新規事業や今後の退職者数、再任用職員の希望の意向を考慮して決めているところです。

これまで機構改革などを実施し、組織の見直しを図ってきましたが、空き家対策、地域包括支援などの新規業務の発生や防災関連業務、産業振興業務の充実をさせるため、職員数の削減ができていない状況であります。

なお、毎年、総務省が実施している地方公共団体定員管理調査がございます。この調査は、地方公共団体の職員数や部門別の配置等の実態を調査し、適正な定員管理に資することを目的として行われております。

この調査で算出された本町の令和３年４月１日現在の人口１万人当たりの職員数については、全国の人口規模及び産業構造が類似する団体と比較をしますとほぼ平均値となっています。

しかし、今後も続く人口減少や定年延長、行政サービスの需要を見据え、短期的な予

測ではなく、20年、30年先を想定した職員数を示し、採用についても計画性を高める必要があると考えております。以上です。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

ずばり聞くんですけれども、削減計画というものは現時点であるんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

ただいまの御質問、削減計画について現時点であるかという御質問につきまして、現時点ではございません。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

先ほど説明があったことの繰り返しになるんですけれども、ここ10年余り、僕は別の角度からちょっと見たんですけれども、歳出総額に対して人件費の割合が21％か22％と推移していますけれども、これはやっぱりこの枠の中で調整とか補充でここまで来たと思うんですけれども、税収はやはりこんだけ町税が減っている以上、町税に対しての割合も考えるべきだと僕は思うんですけれども、その辺、どのようなお考えですかね。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

確かに税収等、ここ10年、ましてや町制施行以来、減少をしておるところでございます。

ただ、税収だけではなく地方交付税、また国・県等からの補助金を私ども南知多町の財源といたしております。そちらを加味しながら、こちらの採用計画等も考えていく所存でございます。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

今の答弁、ある意味ではよく分かるんですけれども、僕が言いたいのは、歳出の総額に対して人件費の割合が21％、22％、これは国からの地方交付税とかもちろん入った上での割合ですね、これはね。

ただ、僕が言いたいのは、町税がもう明らかに減収状況に入ってきて20億とか20億を切ってきた場合に、それに対して人件費の総額は、町税に対して７割、８割が職員の人件費に当たるということになってくると、そういうことを、それじゃあ、何のために納税しておるかということも出てこないかということを心配しているんです。

やはり少しでも切り詰めて、少しでも住民サービスに回すような努力が欲しいと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

ただいまの税収に見合った人件費ということだと思いますけれども、あくまでも本町のほうの考え方としましては、税収が下がることによって当然人件費の抑制を考えていきますが、税収に比例した人件費ではございませんので、その辺、御理解いただきたいと思います。

○５番（小嶋完作君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

御質問１－２につきまして、答弁させていただきます。

職員定数条例による定数につきましては、各自治体において、人口、産業構造、公共施設数や実施している事業など、地域の実情により自治体がそれぞれ定数を決めておりますので、人口比率のみを根拠としているものではございません。

本町の職員定数条例定数の推移につきましては、条例制定をしました昭和43年から昭

和58年までの間、増加を続け、最大286人となりました。この年をピークとして、現在まで職員定数については改正を行っておりません。

本町の条例定数については、今後、人口減少や行政需要等を見据え、必要により適切な時期に改正を行ってまいりたいと考えております。以上です。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

本町も含めて、人口比率をよく考えろということで、議員定数も近隣町も本町も含めて削減してきていますね。それで、現に本町も含めて削減していると思うんですけれども、議員定数ですがね。やはりもっと人口比率ということも重要視する必要があるんじゃないですかね。やっぱり整合性がどうなんだということもよく言われますんで、その辺はどうお考えですか。

○議長（石垣菊蔵君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

ただいまの御質問でございますが、要はその職員定数については人口に比例するということはどうかということだと思いますけれども、先ほどの総務部長が答弁しましたように、人口だけではなく市町村の産業構造、産業の構造によってもやはり行政需要というか、サービスは違ってまいりますので、それだけで職員定数を定めるものではないと考えております。以上でございます。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

副町長の答弁もよく分かるんですけれども、少し調べてみましたが、本町の定数は231人です。人口は１万6,078人です。隣の美浜町は、定数が200人です。ちなみに人口は本町より5,000人余り多い２万1,200人余りです。阿久比町は、定数が191人です。人口は２万8,500人余りです。

各市町の動向を見てという答弁をよく聞いてきましたけれども、こういった動向とい

うのはあまり重要視されていなかったとか、そういったことですかね。ちょっと違和感があるんですけれども。

○議長（石垣菊蔵君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

先ほど、本町、そして美浜町、阿久比町の定数のお話がございましたが、こちらが確認しております定数でございますが、本町は定数条例が286でございます。そして阿久比町は225、そして美浜町は254という理解でございますが、本町は286でございますが、これまで定数条例を触ってこなかったもんですから、現在の職員数との差はかなりありますので、今後も定数条例につきましてはタイミングを見ましてまた改正をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

ネットで調べたんですけれども、231人というのがちょっと目につきましたもんで間違いだったかも分かりませんけれども、先日、隣町の美浜町の議員と同行することがありまして、それで正職員の数を聞いたら、令和４年４月現在ですけれども199人だと、そういう説明を受けたんですけれども、やはりどこのまちでも同じような業務をしていると思います。

美浜町や阿久比町などが、阿久比はちょっと少ないと思うんです。人数が少なくてできておるところがあって、本町ができないということはないと思うんですけどね。副町長の説明で産業だとかよく分かる部分もあるんですけれども、一般的には町民はそういう見方をしないと思います。その辺のことをよくお考えになって、今後の定数が適正か適正じゃないかということも含めて条例改正を進めていってほしいと思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

御質問１－３、１－４については関連がございますので、一括で答弁のほうをさせて

いただきたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、他部署間での応援的な活用により業務の効率化が図られると考えております。

本町におきましては、働き方改革の一環で、令和４年３月から役場本庁で雇用する会計年度任用職員を横断的に活用し、役場全体の業務の効率化及び職員の時間外手当削減を目指した制度を試験的に実施しております。

この制度の運用により、今後は会計年度任用職員がさらに効率よく配置できると考えております。以上です。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

いろんな働き方を取り組んでいるようですけれども、現状の職員数でよいという考えでいられるのか、今後、やっぱり削減の目標とか計画を持って削減に向けて取り組む考えなのか、どちらでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

現在、本町では長期的な採用計画等を持ってございません。

ただ、20年、30年先を見越した適正な職員数というものを早急にお示しし、今後の採用計画等を検討してまいりたいと考えております。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

もう一つですけれども、週３日、週４日何時間でなく、兼務でもいいからもっと働きたいという、特に所得の関係で103万円の壁というんですかね、それ以外のある程度若い世帯の方なんですけど、よくこういう話を聞きます。それはそれでやむを得ないところがありますが、そういった方も事実いますので、何とか兼務でもそういった条件で公募できるような仕組みはないかということでこの通告書に入れさせてもらいました。

それと、むしろ今の現状の募集の仕方だと、公募してもだんだん応募が少なくなってくると思うんですけれども、その辺はどういうふうに思っていますか。

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員に申し上げます。

若干、この質問の本題とずれているような感覚がしますので、これは何番に該当するかも併せて再質問をお願いします。

○５番（小嶋完作君）

それじゃあ、次、お願いします。いいです、はい。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

御質問１－５につきまして、答弁させていただきます。

民間委託可能な事業は、例えば証明書の交付事務や収納業務などが考えられますが、いずれも現時点では住民サービスの向上と費用対効果を考えると町直営による方法が効率的であると考えております。

今後も引き続き業務改善を促進しつつ、各種業務について費用対効果を基本とし、他市町の先進事例を参考に調査・研究をしていきたいと考えております。以上です。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

私が一つ感じるのが、役場内で地域包括支援ですけれども、知多５市５町、ほとんどが以前から社会福祉協議会が業務をやっていると聞いておりますけれども、本町はなぜ両方が同じような業務をやっているんですかね。その辺、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（石垣菊蔵君）

健康介護課長。

○健康介護課長（田中直之君）

現在、町の地域包括支援センターにつきましては直営ということで、５市５町では、あと阿久比町のほうが直営でやっております。

ほかの市町が社会福祉協議会等へ委託しているのは承知しておりまして、こちらにつきまして、昨年度なんですけれども、町にある社会福祉法人のほうと委託について協議してきた経緯がございまして、今後についても引き続き機会があれば委託等についての協議を継続していきたいと考えております。以上でございます。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

効率化、そういう問題もあるんですけれども、私が聞きたいのは双方が同じような業務をやっていると、やはり意見の相違とか、そういった関係で不具合が生じませんか。そういった事例はないですか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康介護課長。

○健康介護課長（田中直之君）

同じ業務をしていると支障がないかということなんですけれども、私、課長として業務に携わっておりまして、包括支援センターで行う業務、保険者として行う高齢者介護係の業務、この辺、共通する業務がございますので、特にデメリットということは感じておりませんで、逆にメリットという部分を多く感じているのが本音でございます。以上でございます。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

今の答弁、ちょっと分かりにくかったんですけれども、私が聞いているのが双方ということ、役場本体ですね。地域包括支援の係の方とか、それと今いる外郭団体の社会福祉協議会ですかね。その方々の意見の相違とか何かがちょっと気になる部分があるんですけれどもね、そういったことをお聞きしたんですけれども。

○議長（石垣菊蔵君）

健康介護課長。

○健康介護課長（田中直之君）

町の地域包括支援センターと社会福祉協議会、この辺で業務がかぶっていないかということなんですけれども、この部分でやはり共有する部分もございますけれども、その点につきましては、お互いが連携しながら介護保険のサービスの充実だとか高齢者福祉、その点について業務を推進しているわけでございます。以上でございます。

○５番（小嶋完作君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問１－６につきまして答弁させていただきます。

新学校給食センターでは、昨年８月の竣工に合わせて新品の厨房機器等を購入しましたが、その厨房機器等は機能的には以前よりよくなりましたが、調理の作業工程が削減されるなど、人員を削減できるというものではありません。

また、民間への業務委託につきましては、学校給食は安全・安心で適正かつ円滑な運営と衛生管理を確保する必要があります。このことを前提に、学校給食の調理業務等を民間への業務委託にすることにつきましては、メリットとして人事管理事務が不要となることや、常に適正な人員が確保できることなどがあります。

また、デメリットといたしまして調理員の継続雇用に影響があることや、食数が少なく委託料が割高となるため、現在の給食調理業務に係る人件費等と比較すると経費が割高となることなどがあります。

それらを総合的に判断し、特に業務委託をした場合、経費が割高となることから、現時点では民間への業務委託について考えておりません。

しかし、今後、正規調理員が順次定年退職を迎えるなど、人員確保が難しくなることも考えられます。また、経費面からも随時費用対効果を検証し、民間への業務委託について今後も検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○５番（小嶋完作君）

分かりました。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問１－７につきまして答弁させていただきます。

議員の御指摘のとおり、国は人口減少対策として市町村の区域を超えた広域化を推進させるため、都道府県に対し、広域化推進プランを2022年度末までに策定するよう求めているところでございます。

しかし、現状は各市町村の経営状況、水道料金や施設整備水準に大きな差があり、広域化を進めるに当たっては、その検討や合意形成に非常に時間を要することが見込まれています。

今後は、国の指針に基づき、県・各市町村と連携し、広域化実現に向け検討していきたいと考えております。以上です。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

令和３年度の予算執行状況ですが、この間、広報で見たんですけれども、コロナ禍ということもありますけれども、１億2,000万円余りの大幅な減収となっていますが、これは水道料金の値上げを防ぐためとか赤字になった場合、町は補填する用意があるのですかね。その辺をちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（石垣菊蔵君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

ただいまの議員の質問でございますが、令和３年度の決算状況につきましては、水道事業を維持するものについては収益的収支というのを見ます。それについては黒字会計になっておりますので、今すぐに水道料金を値上げするという状況ではございません。

あと１点、一般会計から赤字等が出たらそれを補填するというものは、離島水道に関するものはございますが、あくまでも公営企業ですので、独立採算制というところで今後やっていきたいと思っております。以上です。

○５番（小嶋完作君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－８につきまして答弁させていただきます。

令和４年度の知多南部広域環境センターの分担金及び負担金の合計は3,607万8,000円ですが、そのうち維持管理等に係る費用は1,492万7,000円であります。

また、令和５年度からは建設事業債の償還、約4,000万円が始まりますので、年間でおよそ7,600万円を負担する予定であります。

知多南部斎場の維持管理等に係る南知多町の負担する費用につきましては、令和４年度は建設事業債の利息も含め1,752万8,000円であり、令和５年度からは建設事業債の本格的な償還、約1,600万円が始まりますので、維持管理費と償還金を合わせた年間およそ3,350万円を負担する予定であります。以上です。

○５番（小嶋完作君）

よく分かりました。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問１－９につきまして答弁させていただきます。

新しい中学校の規模や建設費につきましては、令和３年８月に行われた議員懇談会で説明した町財政にどれほど影響するかという試算（財政シミュレーション）と変わっておりませんが、規模につきましては１学年３クラス、全学年９クラスに特別支援教室、職員室、図書室など、想定される諸施設を加えた３階建て、延べ床面積4,600平方メートル程度の校舎と体育館などを含め、総工費26億円程度を見込んでおります。

また、国からの補助金につきましては、要綱上の補助率による補助額ではなく、過去の補助金交付率の実績から、要綱上の補助額より少ない２億3,000万円としております。そのほかにも、建設に伴う起債に対し交付税措置がされますので、町の実質負担額を12億円程度とし、十分建設可能なものと判断いたしました。

そのため、町では、現在、中学校建設の財源として公共施設等整備基金を計画的に積立てしております。

なお、建設に向けた本格的な検討につきましては、今年度予算計上した南知多町立中

学校再編基本構想・基本計画策定業務の中で、校舎や体育館の規模、施設配置、事業費の概算などを検討してまいります。

また、維持管理費などのコストにつきましては、統合によるコストの縮減に加え、基本計画において校舎や体育館の光熱水費など、維持管理費の効率的な運用に向けて検討してまいります。以上でございます。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

大変よく分かりました。

私もいろいろ保護者とか住民の方に問われて、個人差はもちろんあるんですけれども、びっくりするような金額を想定して町はできないじゃないかとか、心配する声がありましたので、一応、保護者とか町民向けにおよそでもいいですけど、先のことは物価も上がっていますもんで分かんないですけれども、そういったことを示していただきたいという趣旨でこの質問をしましたので、大変よく分かりました。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、御質問１－10につきまして答弁をさせていただきます。

今後、南知多町の公有財産利活用基本方針を定め、土地・建物を含めた公的不動産について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、経済の活性化及び財政健全化を念頭に適切で効率的な管理運営をしなければならないと考えております。

この基本方針の中で用途を変更した上で南知多町が活用するのか、売却、貸付け、無償譲渡など、民間への移管を含め、透明公正な手続を進められるようにしてまいります。以上です。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

私が聞きたいのは、例えば売却するだけではなくて、町の観光につながるとか雇用につながるんじゃないかとか、そういった目的などを町のほうはお考えになって購入者を募るとか、売却する判断をしているのか。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

ただいまの御質問の公有財産の有効な活用につきまして、現在、本町のほうではそちらの方針を持っておりません。ですので、今後、公有財産の利活用基本方針を定めていく中で今後発生してくるであろう遊休公共施設、こちらの利活用の方法、最終的には売却だとか貸付けだとか無償譲渡、そちらのほうの手続をどのように定めて進めていくのかというようなものの方針を定めて今後進めてまいりたいと思っております。以上です。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

今、これからという話の部分があったんですけれども、問合せが来た場合に検討していくのか、積極的に町のほうから購入希望者を募った方法か、今の段階でお答えにくいか分かんないんですけど、方針という意味でどちらかなということをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

ただいまの御質問について答弁させていただきます。

積極的に利活用を進められるような基本方針を今後定めてまいりたいと思っております。

（５番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

小嶋議員。

○５番（小嶋完作君）

いろいろとちょっと重複して申し訳ございませんでした。いろいろ考えていることが

よく分かりましたので、ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で小嶋完作議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

〔　休憩　１１時１２分　〕

〔　再開　１１時２０分　〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、６番、内田保議員。

○６番（内田　保君）

ただいま、議長さんのお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

これから第４回目のコロナワクチンの接種が始まります。まず最初に、ワクチン接種の健康被害の救済について、これは充足をしてほしいということをまず質問したいと思います。

４回目のコロナワクチンの接種が始まりますが、既に接種後の副反応で苦しむ国民が多く存在しております。予防接種と健康被害に一定の因果関係が否定できないと認められれば、医療費などが給付される制度があります。新型コロナワクチンで死亡した場合は、4,420万円の死亡一時金が給付されます。申請は本人や家族などが市町村に行い、厚生労働省の審査会が審査する。南知多町における予防接種健康被害救済制度の運用についての質問をいたします。

１番、医師が報告するコロナワクチン副反応の疑いで、国の死亡事例は1,571件、これは３月４日時点です。予防接種健康被害救済制度における死亡事例申請数は67件、うち５件が審査会にかけられておりますが、保留で救済は全くゼロです。南知多町におけるこの制度を利用して、副反応における健康被害を申請した件数はどれだけあるのでしょうか。

２番、副反応の被害者や死亡に苦しむ遺族が、行政担当者の判断で申請が遅れたとして国会で取り上げられた事例、東広島市があります。行政は副反応等で相談を受けた場

合、原因にとらわれず、まず速やかに申請につなげることが行政の仕事であると考えますが、いかがでしょうか。

３番、これに関連して、東広島市の事例を教訓に、被害の訴えが本人等からあった場合、国への申請を自治体がスムーズに行うための、これは審査マニュアルが今ないんだそうです。この整備をやはり町としても国に要請していくことが必要であると、このように考えますが、いかがですか。

次に町内の戦争遺跡の調査・保存・活用は、これは片山議員の質問ともダブるところがありますが、南知多町も加盟する平和首長会議の会長の松井一實広島市長は、ウクライナ戦争へのメッセージを発信しております。早期の殺りく行為の停止と核戦争には勝者はなく、決して起こしてはならないと訴えております。今こそ未来の子どもたちへの平和教育が必要であります。

本町には、第二次世界大戦などの戦争遺跡がまだ多く残っております。その保存と活用について質問いたします。

１番、町として町内の戦争遺跡等の施設や場所を調査したことがありますか。

２番、今後調査をし、まだ現存する遺跡のプレートの表示 ―― 既に埋められてしまっているところもあります ―― や山海ふれあい会館などでの写真や資料での展示で保存・活用を考えることが必要ではないでしょうか。

３番、半田市では、昨年、「半田にもあった戦争」というパンフレットが作られました。それに学び、南知多町も戦争遺跡や戦争体験を継承していくために、小・中学校でも活用できるパンフレットを作ることを提案しますが、いかがでしょうか。

最後です。

今後の学校部活動の方向性とその準備についてです。

文部科学省は、令和２年９月１日に事務連絡文書で「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が発出され、最近です。この令和４年６月６日、学校部活動の地域移行に関する検討会議の提言が発表されております。これはスポーツ庁です。

令和５年度から、その内容では地域移行改革が示されております。知多半島などのほかの市町の積極的な見直しの取組も報告されております。慣例に流されず、行政と町民の大胆な意識改革が今求められております。

今後の学校部活動の町としての考え方を問います。

１番、小学校部活動は学習指導要領にはありません。本町以外の市町は小学校部活動

は廃止しました。以前の答弁では将来の課題としているとしていましたが、将来とはいつのことで、本町はいつまで学校の教師に頼る小学校部活動を続ける計画ですか。

２番、令和５年度から４中学校が内海中学校に統合されます。部活動は希望者の参加制で部活をしない自由もあり、生徒はすぐ帰宅できる選択があるとの認識でいいですか。

３番、事務連絡文書などにおいて、部活動は必ずしも教師が担う必要がない業務であることを踏まえ、中学校の休日の部活動指導や大会への引率について、令和５年度以降の段階的な地域移行の方向性が示されております。

まず、休日の中学校部活動を担う地域人材の確保が求められています。文科省は、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を求めております。南知多町は令和６年度ということをお聞きしましたけれど、令和６年度ではなく、令和５年度からの町の人材確保等の準備状況は今どのように進められておりますか。

４番、事務連絡文書等では、地方大会・コンクールの在り方の整理についても、過度にならない思い切った整理が必要としております。広がり過ぎた大会参加が教師などの長時間労働の負担となっております。

例えば、教師が携わざるを得ない中学校部活動の大会等の縮小、町教育委員会として、地方教育事務協議会や小・中学校体育連盟に対して思い切った提言をしていってはどうでしょうか。

５番、小・中学校の子どもたちが参加する多様で、そして地域でのスポーツと文化活動の組織づくりが今後の町の課題となっていると思います。社会教育・生涯教育として子どもたちが勝利至上主義ではなく、誰でも参加し、楽しく安全に続けられるスポーツ・文化活動の組織づくりの課題は何であると今考えておるでしょうか。よろしくお願いいたします。

壇上での質問は以上です。再質問は自席にていたします。よろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－１につきまして答弁させていただきます。

予防接種後の副反応による健康被害については、極めてまれではあるものの不可避的に生じるものであります。予防接種健康被害救済制度は、接種に係る過失の有無に関わらず、予防接種との因果関係が認定された方を迅速に救済する制度であります。

なお、本日現在において、本町に副反応による健康被害救済が申請された案件はございません。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

今、副反応のこの制度を使っての申請はゼロということだそうですが、相談を受けた件数はどれだけありますか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

ただいまの内田議員の質問に対して答弁させていただきます。

今回のコロナワクチンの接種に係る健康被害救済に関する相談については、３件ございました。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

３件あったということですが、この３件の方について、この健康被害申請ができますよということはお伝えいたしましたか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

ただいまの内田議員の質問に答弁させていただきます。

問合せのあった３件につきましては、制度につきまして詳細に説明をさせていただいております。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

この制度は、あまり知られていないような形がありまして、私も最近いろんな国会なんかを見ておる中ではっきり分かったわけですが、特に南知多町において、実際こういう事例があります。

第１回目の2021年７月10日に接種をしたと。そしてその後、７月12日になったら全身に蕁麻疹が出たと。10日からもう既に、土・日が入っちゃったもんですから大変な状況が出たので、７月12日に厚生病院の皮膚科にかかったと。それが初診ですね。そこでは飲み薬をもらって2,090円払ったと。そしてその後、ずうっと収まらないので薬を塗ったり、薬を飲んだりして、そして７月15日に再び厚生病院へ行って、そして７月21日にまた厚生病院へ行ったと。ただ、この方は75歳以上で後期高齢者ですので１割負担です。なので、実際の経費は2,560円と、３回やってですね。そういう経費がかかったということです。実際にほかにも、こういう事例の方は、たくさん見えますよと、厚生病院のお医者さんに、そういうことを言われたそうです。しかし、この方は１回のワクチン反応で、そのアナフィラキシーの蕁麻疹がいっぱい出てしまったので、もう２回目、３回目は打たないと。だから、２回目を打っておりません。

実際に、こういう事例の方はいまして、やはり診断書だとかそういうことを取らなきゃいけないので大変だとは思うんですけど、周知の問題としては、南知多町のホームページにしっかりと、この健康被害救済制度についてちゃんと分かるようになっているんでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

こちらの健康被害救済制度につきましては、国の制度になりますので町のホームページから国へのリンクを貼ってございます。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

やっぱり厚生労働省のホームページに入り込んでいかなきゃいけないんですね。入り込んでいくと、そうするとアナフィラキシーの状況というのはどういうものなのかというようなことも確かに説明されております。

やっぱりこういうコロナワクチンに関して、そういう被害があるというふうな状況について、町民の皆さんに知らせるためには、もっとしっかりと前面にホームページに出して健康被害制度がありますよと、そういうことを出す必要があると思います。

あわせて、愛知県の見舞金が出るんですよ。御存じですか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

新たに愛知県のほうから、今回の健康被害について見舞金が出る制度ができております。これにつきましても健康被害の問合せがあったときに、併せて説明をいたしております。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

これについては２分の１の見舞金が出て、そして別に認定されなくても、愛知県の側は南知多町がちゃんと国に対して申請をすれば、それを根拠として例えば今の方、2,500円の半分を見舞金として出しますよと、こういう制度、全国にこれはまれなんですよ、大村さんがやったやつは。

やはりそういうことも含めて、コロナワクチンに関して心配をされている方だとか、それからやっぱり被害に遭っていると、実際に蕁麻疹が出ているわけですから、そういう方たちに対しての丁寧な対応をぜひともこれからお願いしたいと思います。なかなかこれで死ぬというようなことはまれですが、全国では1,600人近くも出ているということですので、ひょっとしてそういうことがあるかもしれないので、ぜひとも丁寧な対応をよろしくお願いしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－２につきまして答弁させていただきます。

先ほど説明したとおり、本制度は接種に係る過失の有無に関わらず、予防接種との因

果関係が認定された方を迅速に救済する制度であります。したがって、副反応の治療を終えられた住民の方や死亡された方の御遺族から相談があった場合、円滑に申請ができるよう手続方法について説明してまいります。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

やはり被害者の立場に立って速やかな申請ができるような、そういうふうな努力をぜひともしていただきたいと思います。

そのためには、先ほどもちょっと言いましたけど、ホームページでもっと前面に出していくと、こういう救済制度がありますよと、そういう工夫はぜひとも必要、入り込んで入り込んで分かってくるんですね。ワクチンを今度また４回目やりますよね。それに対しても、やはりホームページを前に出してくるということについては、どのようなお考えでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

今回の救済制度の周知につきましては、現在、接種券を送る際のチラシのほうにも記載がございます。また、ホームページにつきましては、もう少し見やすいような構築について、また検討したいと考えております。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

ぜひとも町民の立場、ワクチン接種の被害者の立場に立って、見直しのほうをよろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－３につきまして答弁させていただきます。

予防接種健康被害救済制度に限らず、新型コロナワクチン接種に関して生じた疑義については、全国の市町村及び都道府県と国の間で随時質疑、応答のやり取りが行われており、その結果はまとめられ、全ての自治体へ共有されていますので、審査マニュアルの整備を町から国に対して要請する考えはございません。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

東広島市の事例は、健康な30歳の成年がワクチンを打った後、一晩寝て、そして次の日に会社に行った後、そして帰ってきて寝たら、そうしたら死んでしまったと、こういう事例だったんですね。それでお父さんは、直ちに死んだこの事由については、コロナワクチンとの関係が非常に強いと、だからこれに対して、東広島市に対して申請をするようにということを出したんですけど、しかし、それが広島大学の検体のほうに回ったと。だから、そのことを承知しなければ出せないみたいなことをずっと言ったわけですね。そこで今、東広島市の検体の調査に回っていますよということをつけて国に出せばいいんですよ。それを出さないでいつまでもほかっておいたということで訴訟問題になっている。そういう事例だったんですね。

なので、やはりいろんな形でこのワクチンに対しての被害申請だとか、そういうことが出てくると思いますので、まず町はその申請があったら速やかに国に対しての審査会に出すと、最後の判定は国の審査会ですから。だから、それに対しての対応をぜひともよろしくお願いします。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問２－１につきまして答弁させていただきます。

町内に残る戦争遺跡等の所在調査や関係文献調査等は随時実施しており、おおむね把握しております。

実例で申し上げますと、第二次世界大戦期における大井字聖崎にある特攻兵器「回

天」及び片名字黒地にある特攻兵器「震洋」の基地跡や、山海字土間、中之院境内にある昭和12年の上海上陸作戦で戦死された名古屋第３師団歩兵第６連隊兵士の軍人像などがあります。

また、幕末期の動乱の中、外国船対策として設けられたのろし台や砲台が、内海、師崎、大井にございます。以上でございます。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

様々な町史だとか、それから「みなみ」ですね、いろんな歴史郷土資料を研究している資料、私もちょっと見させていただきましたけど、ここでは山下泉さんという方が「大井「回天」基地の行方」という、こういう形で論文を書いてみえます。ただ、この大井の回天の場所ですが、結局住宅地を造るということで潰してしまったんですね、中。だから、今は外から見えません。

しかし、子どもたちに伝えていく戦争遺跡というのはいろんな複数ありまして、人物で伝える場合、それから事物、事実で伝える場合、そしてそれから実際の戦争で使った兵器だとか、それから倉庫だとか、それから武器だとか、そういうものでやはり子どもたちに対しても戦争の姿を伝えていくものになっていくわけです。

せっかく終戦間際、大井のところに回天の特攻兵器のところが造られて悲惨な戦争も最後を迎えたと、そして片名のところに震洋があるわけですけど、震洋はモーターボートみたいなもんですけど、これも特攻兵器なんですけど、そういうふうなところのやはり表示ももう今はないわけですよ。なので、少なくとも例えばそこにプレートで、ここは元南知多町における戦争遺跡で回天という特攻兵器があった洞穴があった場所だと、そういうような形で記述みたいなものだけはできないでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

社会教育課長。

○社会教育課長（森　崇史君）

ただいまの御質問答えさせていただきます。

現在、しっかりしたそういったプレートは、つくることはまだ考えておりません。

といいますのは、やはり戦争遺跡ですと、まだ御存命の方もたくさん多くございます。

非常にデリケートな問題と各市町村担当者も頭を悩ます問題ではございます。そうしたところから、やはり今すぐにプレートをつけて報告するという一つの有力な方法もございますが、地域の方々の御理解、相談、いろいろなことを行いながら対応していけたらというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

ここに回天だとか、それから震洋の、これは片名の新師崎の辺りですけど、これに関わった方が見えるんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

社会教育課長。

○社会教育課長（森　崇史君）

回天基地については、現在もう見えなくなっております。震洋基地については、草が生い茂っておりますが……、失礼しました、関係した方ですね。

関係した方は、現在、私が知る限りではお見えにならないとは思います。ただ、いずれも殺りく兵器ですね、攻撃するための兵器でございます。そうなりますと、なかなか全国の市町村の事例を見ましても、攻撃するところというよりも、攻撃されたところの場所、あるいは当時の戦時中の暮らしがどうであったとか、その地域がどうであったのか、そういったところを記念的なものにして表示しているケースが多く見られます。そうしたところで、すぐに対応をすべきものかどうかというのは、もう少し慎重な皆さんとの協議が必要ではないかというふうに考えております。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

山海ふれあい会館などに見学に来る子どもたちに南知多町にもこういう戦争遺跡があったんだということを知ってもらうために、例えば震洋、そして回天、そして中之院の軍人像ですね。半田空襲を考える会が今調べておるわけですけど、篠島のほうにも砲弾があって、そこに砲弾を収めていく場所が、れんが造りのものがあったということは今

調査中なんですけれど、そういうことも含めて写真などでふれあい会館などに、戦争の一つの当時の様子というか、それを伝える意味での資料として展示するということはいかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

社会教育課長。

○社会教育課長（森　崇史君）

写真記録については、随時撮影は記録に収めさせていただいております。そして、パネル等で展示をさせていただくというのは今後検討していきたいと思います。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

８月のときに町長が積極的に広島の原爆の写真展をこの役場でもやると、そういう形で本当に今、やはり戦争になれば人殺しと破壊、これしかないわけですよね。だから、やはり子どもたちに対してどういうふうな社会をつくっていったらいいのかと。そこら辺で一番要するに日本の、今から70年から80年前の時代の実際の姿がどういう姿だったのかということをきちっとやっぱり伝えていくことは本当に必要なふうに思います。ぜひともそこら辺の、ふれあい会館の活用をよろしくお願いいたします。

それから、併せて１つだけ確認をしますが、震洋のところの洞穴のところは金網が張ってありますけれど、しかし草がいっぱいあるんですよね。それで、そこら辺の整備についてはどなたが一体責任を持つんでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

社会教育課長。

○社会教育課長（森　崇史君）

やはり土地の所有者が、その方にお願いをするべきではないかと考えております。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

昔はあそこに何か遊びに、昔の方に聞くと入って遊んだと。今いろんな機材みたいな

ものが放り込んであって、そしてやっぱり危ないということで一応金網が全部張ってあります。なので、やはりそこの部分について、ぜひともこの南知多町における戦争遺跡という形で大事にしていただきたいなあと、そういうような形で思います。ぜひとも、またそこのところをよろしくお願いします。

３つ目、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問２－３について答弁させていただきます。

学校教育現場の中でも、戦争に関する教育を実施していくことは必要と考えています。その際に使用する資料として、他市町村の事例を参考にしながら電子データによる教材の活用を検討していきたいと考えております。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

これは「半田にもあった戦争」というやつです。これは編集、発行は半田市なんですね。ここの中のものについては、実際は中島飛行機の実態だとか、それかられんが造りの機銃掃射されたそういう写真だとか、そしてこの中に同乗された人たちの声、要するに戦争体験をした人たちの声ですね。それが細かく語られておりまして、そしてその当時、地震もありましたものですから、地震のときにやはりまた被害があったという、そういうことも踏まえてこういうパンフレットを作っているんですね。なので、こういうパンフレットを作ることは考えていませんか。電子データは分かりました。はい。

○議長（石垣菊蔵君）

社会教育課長。

○社会教育課長（森　崇史君）

パンフレットは、データとしては作る予定はあります。紙媒体では現在は考えておりません。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

分かりました。

それじゃあ、データとして、戦争に関する南知多町のいろんな歴史、それについてぜひとも子どもたちの心に落ちるような、そういう資料を作っていただきたい、こういうように思います。よろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問３－１につきまして答弁させていただきます。

本町の小学校での部活動につきましては、児童の体力づくり、技能の向上、仲間づくりなどを目的として４年生以上の児童が参加して各学校で行っております。議員御指摘のとおり、知多管内の他の市町では、小学校教職員の働き方改革の一環として、また学習指導要領にないことを理由として小学校部活動を廃止しております。

しかし、本町においては、他市町とは違い、地域住民や保護者が指導者となって行うスポーツクラブが少なく、インストラクター在住のスポーツクラブまでの距離が遠いため、小学校の部活動を廃止した場合、児童の体力づくりや人間関係を学ぶ場を確保することが難しい状況です。したがって、中学校の部活動の地域移行とも連動してきますが、こうした地域スポーツ活動が受皿となった段階で、小学校部活動を地域移行すべきであると考えております。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

残念ですね。

名古屋は小学校部活動を残しているんですよ。それがどのような形で残しているかというと、これも４年生から６年生までやっています。それは教師の全く関わりない、そういう方式をお金を出してやっているんです。リーフラスという会社に委託して、そして子どもたちの主体性・公平性・安全性、そして多様性、幾つものクラブに入ってもい

いと、１つに限らない、そういう形でやっているんですね。

だから、南知多町の今後の方向性は、お金の出し方にもこれは関わりますけれど、子どもはやはり本当にそういう多様なスポーツ活動だとか、文化活動が必要とするならば金をかけるべきです。教師に頼るべきじゃありません。そのことはどう考えますか。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

先ほど申し上げましたとおり、本町は地域の活動拠点が少ない、または遠いというハンディの中、いかに子どもたちの体力づくりや人間関係を学ぶ場を確保するかが問題だと考えております。

内田議員がおっしゃるとおり、お金をかければ解決するという方法もあるかもしれません。ただし、本町には離島という特殊性もございます。そういったところに例えば委託業者、そういった方たちになるのか分かりませんですが、来ていただけるかという保障もございません。そういった中では、いましばらく地域の受皿ができるまで教職員にお願いしたいと思っております。以上でございます。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

その論理は反対、あり得ない論理です。これは部活動の移行期に関わる検討会議、６月６日に提言された内容です。

ここでは、いわゆるボランティアを含めた外部指導者か、もしくは非常勤の地方公務員である部活動指導員、これを採用しろと言っているんですよ。だから、これが未来の方向なんですよ。いつまで南知多町はそれを学校の先生にやらせるというお考えなんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

教育長。

○教育長（高橋　篤君）

今の御質問に対して答弁させていただきます。

先ほどから出ている内容に少し重なってしまう部分がありますが、御容赦ください。

議員御指摘のとおり、小学校の部活動は学習指導要領にはなく、令和４年度文科省発出、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてを受け、知多管内の他市町では小学校部活動を廃止してきています。しかし、本町の現状を考えると、部長の答弁にもありましたが、現段階での部活動を廃止した場合、子どもたちの望む活動を確保することができず、活動できる子とできない子の格差を生んでしまうおそれもあります。児童の心と体の成長にとって重要なこの時期にその影響は大きいと考えています。

また、小・中学校再編での各地区保護者意見交換会では、保護者の皆さんから小学校の場合でも、中学校の場合でも、部活動に対する強い要望を聞いてきました。これらのことから考えると、現段階で部活動を廃止することは本町では難しいと考えています。ただし、教職員の働き方改革は当然重要な問題であると認識しており、先生方を守らなければなりませんが、併せて子どもたちの成長も守らなければなりません。

今後、中学校の部活動の地域移行、地域への文化・スポーツ活動が子どもたちの受皿になった段階で小学校部活動を移行すべきであると考えています。したがいまして、それまでは教職員の皆さんの意見を聞きながら、小学校部活動についてやるかやらないか、ゼロか100ではなく、どうしたら教職員の皆さんの負担を軽減しながら続けられるか、その観点で考えていきたいと思っています。そのために部活動以外の面での教職員の皆さんの負担軽減を図りながら小学校部活動の在り方を検討していきます。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

今の議論は文科省の、またこのスポーツ庁の議論の中でも何回でも繰り返しやってきたことです。いわゆる教員がその働き方改革の中で、基本的には担うべき業務ではないと、そこの認識をやはり強くどれだけ教育委員会や町が持ち、そして校長先生たちがそこの対応をしていくかということだと思います。町民に対して、やはりしっかりとした形でのブラックな働き方の教員の今の在り方、そのために教員採用の先生の数が足りなくて、実際に南知多町は４人も足りませんよね。正規教員が配置されておりません。学校に来ていないんですよ。

そのような実態の中では、この部活動が極めて長時間労働の原因で、そして自分の仕事は部活動をやった後に８時、９時、10時まで私もやってきました。そういう状態に陥

るという業務なんだということをしっかりとやっぱり説明する必要があると思うんですよ。

そして、併せて具体的な例えば賃金だとか、そういうようなことについても、今、時間外労働手当が出ませんよ。ただ、調整額という中で、そして併せて特殊業務手当が一部出ますけれど、だから、そこら辺の対応が曖昧なまま、そういうことをやってはいけないと思うんです。

だから、教育長は、やはりじゃあ時間外労働をした場合については、どういうふうな対応を考えていますか。

○議長（石垣菊蔵君）

教育長。

○教育長（高橋　篤君）

まず、考えていきたいことの一つに、今、国が推進しようとしている小学校高学年の段階での教科担任制があります。今現在では、小学校では学級担任制をしいておりますので、授業は全て担任の先生が行っている。その関係で昼間の時間には時間がなかなか取れない、次の日の授業の準備もなかなかできないという現状があります。

それから、それが終わった後、部活動の時間になりますと、週に今３回行っている学校が多いと思いますが、小学校では、そのところで部活動に時間を取られてしまう。ですから今、議員がおっしゃったように、それが終わってから本来の学校の仕事、それから授業の準備をしているという現状があります。ですから、ただ、調べてみますと、小学校の段階では、勤務時間を過ぎて部活動をやっているという事例は見当たりませんでした。たまにはあるかもしれませんが、毎日そういう状況ではないというふうに把握をしております。

その中で、先ほども言いましたが、小学校に教科担任制がしかれてくる場合、そうすると昼間の時間に授業をやらなくていい時間が出てきます。そこを使ってまず授業の準備、それから校内のいろんな仕事の準備をやっていただきたい。あわせて、これは町長部局とも検討が必要なんですけれども、教職員の仕事を陰でサポートする人材の確保、支援員と言ったらいいでしょうか。そういう方を何とか確保していきたいと。それで部活動に先生方が携わっている間に、そういうところでサポートできたらと。

それから、併せて先ほど議員も言われましたけれども、部活動の支援員も確保できればいいと思っています。ただ、現段階では、それはとても難しい状況ですので、しばら

くは学校の先生方に負担をかけてしまう。その中で、先ほども言いましたが、どうしたら負担を少なくして続けていけるかという方向で考えていきたいと思っています。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

部活動指導員に対して、それを配置するという、そういう計画はあるということでいいですね。

○議長（石垣菊蔵君）

教育長。

○教育長（高橋　篤君）

早急にとは申しませんけれども、将来的には考えていきたいと思っています。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

それがこの検討会議のメインですよ、部活動指導員をまず配置しなさいと。

それで、もし私がさっき言ったことを答えていないんですけど、残業になっちゃった場合ですね、時間外になっちゃった場合、その場合にはちゃんとした対応は、割り振り等の対応はちゃんとされますか。

○議長（石垣菊蔵君）

教育長。

○教育長（高橋　篤君）

各学校で先生方の勤務管理をしているのは校長先生でありますので、校長先生と連絡を取りながら、そこら辺はやっていきたいと思っています。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は午後１時といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

〔　休憩　１２時０３分　〕

〔　再開　１３時００分　〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

内田議員の一般質問に対する答弁からお願いいたします。

次、お願いいたします。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問３－２につきまして答弁させていただきます。

令和５年度の中学校統合に向けて、今年夏の知多地方中学校体育大会終了後、統合中学校での部活動を基本として準備を進めている状況であります。

部活動については、スポーツ庁の有識者会議において、部活動は生徒の自主性・自発的な参加により行われるものであり、生徒の意思に反して強制的に加入させることは、部活動の趣旨に合致せず不適当であるという趣旨の提言が示されました。これらのことから、令和５年度の統合中学校では部活動は希望参加制とし、生徒が選択できるようにする予定です。ただし、教育課程外ではあるものの、中学校における部活動の意義については学習指導要領にも示されていますので、部活動への入部を推奨することに変わりはありません。以上でございます。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

１つ確認します。

希望参加制であるということですが、この提言の中でも複数参加してもいいよということも言われております。例えば子どもたちが、私は吹奏楽とバスケットをやりたいと、

こういうことがあった場合に対しては、やっぱり新しい学校をつくるんですからそういう子どもたちも認めていくと。バスケットには１日、吹奏楽には２日だけ出ますよと、そういうような部活動の参加の仕方もあると思うんですが、それはいかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

教育長。

○教育長（高橋　篤君）

一つの検討材料だというふうに捉えています。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

ぜひとも新しい部活動の在り方として１つだけに終わらせない、そういう部活動の在り方を模索していただきたいと、こういうふうに思います。

じゃあ次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問３－３につきまして答弁させていただきます。

中学校の運動部活の地域移行については、スポーツ庁の有識者会議において、離島や僻地など環境整備が難しい地域を除き、令和５年度から令和７年度の３年間で達成する目標を盛り込んだ提言が示されました。本町は、環境整備が難しい地域に入ると考えられますが、今後、本町でも段階的に地域への移行を考えております。地域人材の確保に向け町スポーツ協会などの協力を得るために地域移行への今後の見通しをお知らせし、相談していますが、難しいのが現状です。

しかし、令和６年度から段階的に休日の活動を地域部活動とするための準備として、今後、指導者の人材確保や環境の整備等を進めていきたいと考えております。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

要は、地域部活動ということで休日の部活動の移行の準備をしていくと、そういうようなことをおっしゃりましたけど、いっそのこと土・日、休日、地域部活動はしないと、そのような考え方を打ち出されてはどうですか。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

土・日、休日等の部活動をしないという方針ではどうかという御質問ですが、今現在につきましては、統合中学校においては休日の部活動をする予定をしております。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

やっても１日だというふうに思いますけど、どちらかのね。それで、もう実際に、この知多半島の中で休日部活動をしないと、そういう学校が存在します。富貴中学校の部活動です。部活動は土・日、祝日活動は原則として行わないと。試合があるときにはちょっとやるかもしれないけどという、そういう条件がついておりますが、富貴中学校においては土・日、祝日活動をやっておりません。ということは、いわゆる地域移行なんか必要ないんですよね。

だから、そういうふうな思い切った今の先生たちの働き方改革や、それから子どもたちのいろいろな部活動の在り方の問題についても、そういう新しい学校ができるわけですから、その提案をしていただくというのもいいと思うんですよ。

ここでは、最大下校時刻は５時、富貴中ですよ。最終下校時刻は17時15分には終わると。それで９月、２月、３月は最大活動時間は４時45分まで、最終下校時刻は５時です。10月は４時半に終わって最終下校時刻は４時45分。11月から１月は、結局原則シーズンオフと、こういう思い切った改革を富貴中学校の校長先生はやっておられます。

なので、やはり南知多町においても、令和10年度に統合中学校ができますけれど、それに向けて改革の必要性があるというふうに思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問３－４につきまして答弁させていただきます。

中学生部活動の大会は、中学校教育の一環として、生徒にとって日頃の練習の成果を発揮する貴重な機会を提供し、生徒の活動意欲を高め、技能の向上と人間関係を学ぶ場として大きな役割を担っています。特に、夏に実施される各種大会やコンクールは３年生最後の大会であり、顧問と生徒や上級生と下級生との信頼関係とともに喜びや悔しさなどを共有する大切な場であると考えております。

町教育委員会としましては、議員の質問にある中学校部活動の大会の縮小等についての提言は考えていませんが、今後の中学校部活動改革の項目の一つである地方大会やコンクールの在り方について、知多管内の市町や愛知県と情報共有し、検討していきたいと考えております。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

今、やはりそれぞれの学校の部活動の在り方も考えなきゃいけないし、結局関連しているのは大会なんですよね。主にやっぱり勝利至上主義の大会で今までずうっとやってきたわけです。１回、トーナメント方式ですから負ければ終わりと。だから、このトーナメント方式も改善しなさいと、せっかく全国大会へ行ったんだから、１回で終わりは子どもたちの交流にならないと。だから、複数の結局１位、２位を決めるんじゃなくて、そんなような大会の工夫も必要だと。

だから、やはり子どもたちは部活動を楽しみとして、いわゆる運動の経験がしっかりできるような、そういうふうな条件整備、それから配慮、そういうものになるような部活動改革が本当に必要だと思います。とりわけ大会については、私は郡大会と半田祭だけでいいと思っているんですが、どうですか。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

各種大会等につきましては、日頃の部活動の成果、そういったものを出す最高の場所だと思っておりますので、現状、議員提案の２大会のみとする考えはございません。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

先ほど例を引いた富貴中学校では、大会は２回程度と、このように校長先生がはっきりした態度を示されております。ということは、郡大会と半田祭になるでしょう。もちろん東海フェスティバルが春にありますが、春なんか、あの東海フェスティバルは、一番忙しいときに大会を東海市でやっているんですね。先生たちは４月の最初のいろんな準備をする中で東海フェスティバルがあると。あのフェスティバルそのものは要りませんよ。

だから、原則、夏の大会の郡大会、そして秋の大会の２年生等の半田祭、この２つの原則にして、そして宣誓をすると。そこら辺のやっぱり思い切った中小体連や、それから教育長会の提言もぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、教育長さん。

○議長（石垣菊蔵君）

教育長。

○教育長（高橋　篤君）

スポーツ庁から出ました今回の提言を受けて、各種大会を見直すようにということは全国に伝わっております。ですから、いろんな大会の見直しは出てくると思います。特に、学校部活動ではなくて地域部活動ということになってきますと、それこそ郡大会とか、先ほど言われていた半田祭なんかにも、そういう学校単位ではなく、地域で参加するような形も考えられるんではないかなあというふうに考えています。ですから、在り方については検討していきますけれども、今現在、この段階で子どもたちの出る大会を２つに絞るということは、自分から今の段階では言えないと、子どもたちの可能性をできるだけ残しておいてやりたいというふうに思います。

ただ、その中で、議員さんが言われているように、教員の負担はできるだけ少なくということで、地域部活動への移行については進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

あわせて、この大会については、６月６日に出た提言の中では、いわゆる大会の要員、それから大会を運営する先生たち、そこの要するに長時間労働もきちっと時間を把握して報告する必要があると。末松文部科学大臣は信用失墜雇用として懲戒処分の対象になり得ると、校長はね。どういうことかというと、要するに大会などで違法な時間外労働をさせているのに、それをきちっと校長は把握しないで何時間働いた、本当は10時間働いておるのに１時間しか働いていないと、そんな報告をした場合には、信用失墜雇用の懲戒処分だということを述べております。極めて厳しい姿勢を出しておりますので、そこら辺のチェックを、ぜひともやはり大会運営も含めて見直しを検討していただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問３－５につきまして答弁させていただきます。

社会教育・生涯学習の推進に当たっては、いつでも、誰でも、いつまでも、学んだり体験したりすることができる環境を整えることが求められています。そのため小・中学生をはじめ、住民のスポーツ・文化環境を整えるに当たっては、住民が身近な地域で安心してスポーツ・文化活動に親しむことができるよう、地域住民をはじめ各種の関係団体などの協力を得ながら進めていくことが必要であると考えております。

また、長く存続できる仕組みとして、人材や活動拠点、活動資金をいかに継続的に確保していくかが課題であると考えております。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

ここが一番の大事な点だと私は思います。

教育委員会として社会教育の関係で、いわゆるスポーツ推進委員会、協議会、そういう中で積極的に学校部活動に関わった議論を展開していくと。私、１回傍聴させていただきましたけど、なかなかそういう議論になっておりません。今後は社会教育との関係、地域の人材をどう部活動に生かしていくかということに問われているわけですから、スポーツ推進協議会で部活動について、例えば今後の要するにバスケットについては、具体的には誰が一体これを担当してもらえるだろうかと、そういう洗い出しみたいなものまで含めてやはりやっていくことが必要だというふうに私は思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

教育長。

○教育長（高橋　篤君）

先ほどから出ておりますけれども、人材の確保というのが本当に難しいという現状です。今年度のスポーツ協会の総会のときにも、そこに出席の方々にもお伝えしたんですけれども、将来的に、今回出たわけですが、今年度６月にスポーツ庁から出てくるだろうと、その段階では地域部活動に移行しなければいけない。そのときにまた協力をお願いしますという呼びかけだけは、まだその段階ではしたところにとどまっております。

今回それぞれの団体さんにちょっと連絡を取って、人材の確保に向けて進んでいきたいと思いますが、現状ではかなり難しいというのが確かにあります。以上です。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

非常に南知多町の中にそういうふうないろんな部活動や、それから文化的な活動についての指導者になり得る方が少ないという点は、もちろんそうであるかもしれません。しかし、やはりそうであるならば、先ほど言ったみたいにお金を出して、名古屋なんかはリーフラスというところにもう委託しちゃっているわけですね。恐らく大学生のアルバイトか何かを雇いながら、対応をしているんだろうとは思いますけれど、具体的な段階を進めていかなければ、いつまでも先生の頼りの部活動がこの南知多町では続いていくと。証拠には小学校はまだ続いているわけですね。

だから、もちろん地域の願いはあるかもしれません。しかし、学校の働き方改革、教師の働き方改革、そういう中では、やはり教師がまともに子どもたちと向き合える時間を確保するためには、この部活動改革は絶対に避けて通れないところなんですね。いつまでも先生たちにお願いをするだとか、そういうことがあってはならないと、こういうふうに思っています。なので、ぜひともスポーツ推進委員会の中でその話を話題に出すということだけは約束していただけませんか。

○議長（石垣菊蔵君）

社会教育課長。

○社会教育課長（森　崇史君）

スポーツ推進委員会につきましては、いろんな話し合う内容が多いものですから、確実に毎月出すということはできませんが、その都度その都度で出していけたらというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（６番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○６番（内田　保君）

これからの未来の南知多町の子どもたちのスポーツ・文化に関わっております。ぜひとも、みんなの力で子どもたちの未来が本当に安心してできる、そういうスポーツ・文化活動にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で内田議員の一般質問を終了いたします。

次に、10番、吉原一治議員。

○１０番（吉原一治君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大きい１番、伊勢湾の水産資源と豊かな水環境について。

今年の１月28日、愛知県漁業協同組合連合会海苔流通センターと豊浜にある愛知県水産試験場を会場とした環境省と水産庁の呼びかけにより、ノリ事業者と県の水産部局との意見交換会が開かれました。知多半島の各漁協をはじめとして、県下のノリ生産者や流通事業者等が参加し、生産・流通の現場視察も併せて行われました。

今シーズンのノリ養殖業は生育状況が極めて悪く、厳しい結果となりました。意見交換会の中でも、この生産状況を踏まえて生育環境における様々な問題点が指摘されました。その一つに海域です。栄養不足があります。

漁業生産は、水産物の生育する海域の環境に大きく左右されます。およそ10年前、長良川河口堰の開門を検討されているとき、私は伊勢湾と河口周辺の環境保全や防災の視点から、加えて知多半島の漁業振興の経済的観点から、河口堰の開門について科学的な調査検証を求めました。

ノリ養殖などの異常な生育状況の悪化が見られる今、改めて水産資源を保護する観点から、伊勢湾の水質管理を見直す必要があるのではないでしょうか。

そこで、改めて県下水産業の中心的な拠点である本町の考えをお聞きします。

１．伊勢湾のノリ生産の状況はどうか。

２．アサリや魚類などのほかの水産資源の生産状況はどうか。

３．近年の赤潮発生状況などの伊勢湾の水質の変化はどうか。

４．栄養塩環境のノリ生産に当たる影響はどうか。

５．伊勢湾、三河湾における水質の管理はどこが行っているか。

６．伊勢湾の水産資源を保護する観点からの環境基準の緩和に向けた町の考えはどうか。

大きい２番です。

ヤングケアラーの実態把握とその対策について。

今、大人のケアをする若者、とりわけ中・高生などの学生の存在が問題となっています。

２年前に、私はこのような若者の存在を初めて知り、本町におけるヤングケアラーの実態の調査をお願いしました。本町では、１件の該当事例があるとのことでしたが、まだその実態は十分把握されていない状況でした。

その後、社会全体でこの問題に対する関心が高まっているとともに、国においては令和２年度、そして愛知県でも、その翌年にヤングケアラーの実態調査が実施されました。その実態が少しずつ明らかになってきました。

愛知県が行った調査によりますと、小学５年生の16.7％、中学２年生の11.3％、高校２年生の7.1％が「世話をしている家族がいる」と答えています。また、この世話をする子どもの４割程度が週３日以上家族の世話をしており、１割から２割の子どもは平日

１日当たり３時間以上家族の世話をしています。中には、１日平均７時間以上世話をしていると答えた子どももいます。

そこで以下の質問をします。

１．本町におけるヤングケアラーの実態はどこまで把握されているか。

２．子どもたちに接する機会の多い学校においては、どのような体制の相談を受けているか。そのための専門職員は配備されているか。また、教職員がヤングケアラーの早期発見や対応についての研修などの機会は設けられているか。

３．ヤングケアラーを取り巻く環境は貧困や病気、障害などの要因を抱えていることが多いと思いますが、そうした福祉、医療の関係機関でも注意深く該当者を発見する必要があると思います。学校以外でも福祉、医療などの事業者や現場の関係者を通じて把握された事例があるか。

４．子どもにとって、役場などの機関への相談は心理的にもハードルが高いと思いますが、役場ではどのような工夫をしているか。

５．ヤングケアラーという言葉もまだ子どもたちには浸透しておらず、高校生でもこの言葉の内容を知っていると答えたのが16.8％にすぎません。学校では、子どもたちのヤングケアラーの概念をどのように周知しているか。また、町では町民に対してどのような広報・啓発を行っているか。

６．国の調査に続いて、愛知県でも実態調査が行われました。国の設置したヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームは、その報告書の中で、それぞれの地域で支援を適切に行うためには、地方自治体においても実態調査を行うことが有効であるとしています。本町でも詳しい調査が必要だと思いますがどうか。

７．最後にヤングケアラーの問題は、様々な機関や事業所の連携や協力の下で早期発見・把握に取り組み、必要な支援につなげることが必要です。自治体がその中でも中心的な役割になろうと思いますが、町の考えはどうか。

再質問は自席にて、大きいごとに質問しますのでよろしくお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

再質問は、大きな質問ごとに行うということでございましたので、質問事項ごと一括

して答弁させていただきます。

まず、御質問１につきまして答弁させていただきます。

伊勢湾での本町ノリ生産の近況につきましては、伊勢湾を主な養殖場としている豊浜漁業協同組合におきまして、令和３年度期において生産枚数は1,721万枚であり、前年期の2,862万枚と比較して約40％減少しております。また、10年前のノリ生産枚数は4,265万枚であり、約60％減少しております。

ノリ養殖において、12月初旬から３月下旬までの間に１シーズンで約10回の共同販売日が設定され、養殖漁家は、その出荷日に向けた養殖を行っております。

しかしながら、近年は海水温の上昇、栄養塩不足等による海の状況の変化で成長や品質不良が生じ、さらにカモ等の鳥類や魚類の食害による被害が増加し、12月初旬の出荷ができなくなったり栄養塩低下による色落ちが生じ、漁期の短縮が余儀なくされたりして、養殖漁家の経営に著しい影響を受けております。

続きまして、御質問１－２につきまして答弁させていただきます。

魚類やタコなどの水産動物、海藻類やアサリなどの貝類も含めた令和２年の本町の漁獲量は２万6,591トンでございます。平成13年以降の漁獲量は、多少の増減はあるものの、おおむね年間３万トン前後で推移しております。しかし、アサリ類につきましては、平成16年度までは150トン前後で推移しておりましたが、その後、激減を続け、令和２年には１トンの漁獲量となってしまいました。また、例年5,000トン前後の漁獲量を誇っていたイカナゴについては、資源の減少により平成28年漁期以降、禁漁措置が取られております。

続きまして、御質問１－３につきまして答弁させていただきます。

令和２年度の赤潮確認件数は、伊勢湾で４件、三河湾で12件の合計16件でした。確認日数は伊勢湾で８日、三河湾で101日の合計109日でございました。

赤潮の発生原因は、工場の雑排水や家庭の生活排水が河川を通じ大量に流れ込むことにより海中の窒素やリンの濃度が過剰となり、プランクトンが増殖し、水質悪化を起こしていると考えられています。このため、海域における環境基準が定められ、その達成のために陸域における水質総量規制が実施されてきました。県内事業所に厳しい排出規制が設けられた結果、流入負荷量は年々低下しており、令和元年実績値は40年前の昭和54年実績値に比べ、化学的酸素要求量は43％、窒素は57％、リンは34％までに減っております。

続きまして、御質問１－４につきまして答弁させていただきます。

窒素やリンを総称して栄養塩と呼んでいますが、この栄養塩が多過ぎるとプランクトンが繁殖し、赤潮や死骸によるヘドロの堆積など、水質の悪化により漁業への被害を及ぼします。しかしながら、窒素やリンは海での食物連鎖の底辺を支える植物プランクトンの栄養となるため、海の生物、ノリ養殖業、藻場などには必要不可欠な存在でもあります。

下水道の普及によって栄養塩が抑制され、見かけの水質はよくなりましたが、生き物を育む山からの豊かさが減少し、栄養の自然な流れが弱くなったことによって伊勢湾の豊かさが損なわれ、水産資源は深刻な状況に直面しています。

御質問のノリ生産への影響ですが、養殖ノリの色素合成に必要な窒素が不足すると、ノリの色落ちが頻繁に発生するようになってしまいます。色落ちしたノリは、見た目や風味の悪さから安価に取引されてしまうため、養殖業に大きな打撃を与えてしまいます。

続きまして、御質問１－５につきまして答弁させていただきます。

三河湾を含む伊勢湾の窒素、リンに係る水質の規制につきましては、環境大臣が海域の環境基準の達成を目標とした総量削減制度で基本的な事項を定めております。これを受け、愛知県知事は削減目標量を達成するために化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画を策定し、水質に関する規制を行っております。

続きまして、御質問１－６につきまして答弁させていただきます。

環境基準の緩和については、昨年11月に環境省・水産庁の呼びかけにより、伊勢・三河湾をきれいで豊かな海にしていくための勉強会が発足し、愛知県・三重県の漁業者や国・県の行政担当・研究者などの参加により開催されました。これは、国が昨年６月に瀬戸内海におけるノリの色落ちやイカナゴの不漁などを背景に瀬戸内海環境保全特別措置法を改正し、地域ごとのニーズに応じた栄養塩類管理制度を創設したことによるものです。

ノリは、陸上の植物と同様に窒素やリンを吸収して成長する藻類なので、海水中に溶けている栄養塩が少な過ぎると養殖ノリが十分に成長できず、色落ちという症状が現れ、養殖業の経営に大きく影響してきます。また、海の中では、この栄養塩類を利用して植物プランクトンや海藻が育ち、これらは動物プランクトンや小型の魚類、貝類の餌となり、さらに大型の魚類に利用されることから、窒素やリンは海での食物連鎖の底辺を支えるものでものであります。

本町としましても、水産業における栄養塩は重要要素であると考えられることから、水産物が安定的に生産・供給され、漁業者が希望を持ち、意欲を持って就業していただけるように漁協関係団体、観光業等の産業団体と連携を取りながら、きれいで豊かな海の実現のため、伊勢湾、三河湾において窒素やリンに係る排出量の協議をし、状況が改善されるよう国や県への要望も含め、努めてまいりたいと考えております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

漁獲量は、近年３万トン前後と推移しているということでしたが、アナゴやシャコなどの底物の水産物は大きく減少しています。その生産量はどこまで把握しているか、また生産量が減っているのは何の原因であると推測されますか。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に対して答弁させていただきます。

平成30年から令和２年の直近３か年の平均漁獲量につきましては、アナゴで84トン、シャコが63トンであります。10年前と比較しまして、いずれも約70％減少している状況でございます。また、主な要因としましては、栄養塩不足などにより海の生態系環境が変化し、餌となる小型のカニやエビなどが減少したことによるものだと推測されます。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

このような水産資源の減少が続き、水質と関連が推測されるわけですが、三河湾においては、試験的にリン放流濃度を高めた試運転をしていると聞きましたが、その内容、効果については、町はどれだけ把握しておりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの質問に答弁させていただきます。

平成29年度より、矢作川浄化センターと豊川浄化センターの２つの下水処理場において、秋から冬にかけて、リンの濃度を県が定めた排出濃度以下の範囲でリン濃度を増加させ放流しました結果、放流口付近ではノリの色が回復し、アサリの肥満度も改善されたという結果が出ております。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

伊勢湾でも、今年度から三重県側が同様に、リンの濃度を高めて試験運転をすると聞いていますが、このことを町は把握していますか。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

三重県では、今年度より県内の地方公共団体の下水処理場で、実験的に国の目安としているリン排出濃度の上限まで数値を高めて試験運転をする予定であることを確認しております。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

三重県では、豊かな水産資源を保つ水環境のために、試験運転が始まっています。伊勢湾でも三重県が動き出しています。伊勢湾に面した知多半島でも、三重県と連動して試験運転を行う必要があるんではないでしょうか。

愛知県の漁業を中心とした南知多町は、強く県に働きかけなければならないと思うが、町長の考えはいかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

議員の御指摘をいただいておりますように、三河湾での試験運転は限られた範囲です

けれども、成果が出たようでございます。そして、三重県でも試験運転を行うということが予定されているようでございますので、愛知県も同様の試験を行うべきではないかと思っておるところでございます。

本町としましても、水産業における豊かな水環境をつくらななならんということに関しては思っているところでございますので、漁業協同組合や漁業関係者の皆様方と協議をした上で、県並びに関係市町にも影響がありますので、そこに対して働きを行っていかなくてはならないと考えているところでございます。議員におかれましても、さらなるこの栄養塩を取り戻す、水環境を取り戻すために御尽力賜りますようお願い申し上げます。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

今、南知多町は、漁業は水産資源の減少に加えて、漁船の燃料や漁業資材の高騰の影響を受けてとても厳しい状況にあります。水産物の消費量も減り続けています。県もこうした漁業に置かれた厳しい環境に対して、昨年の10月から４月にかけて、県独自で燃料の補助などの支援をしてくれています。この水質の問題と県の密接な連携を持って危機感を共有しなければならないと思います。本町を含めた知多半島の漁業の持続的な発展のため、南知多町の果たす役割は大きいと思いますので、町としてもしっかりと対応をお願いして、次の質問へお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

御質問２におきましても、先ほどの御質問１と同様に一括答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、御質問２－１と２－３、２－５から２－７につきましては、私、厚生部長から、２－２と２－４につきましては教育部長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問２－１につきまして答弁させていただきます。

本町におきましては、ヤングケアラーの実態調査は実施しておりません。関係機関から要保護児童対策地域協議会、以後の答弁では要対協と言わせていただきますが、要対

協に報告された事例で２件把握しております。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問２－２につきまして答弁させていただきます。

学校では、教育活動を行っていく中で、担任や養護教諭は子どもたちの様子を日々観察し、いつもと様子が違っていたり、服装が汚れていたり、欠席が多い子どもには個別に事情を聞くなどして気をつけています。また、学校には、児童・生徒が抱えている様々な悩みに対して専門的な資格を持ったスクールカウンセラーを定期的に配置して、相談できる体制を整えています。

教職員への研修としては、ヤングケアラーに特化した項目はありませんが、児童虐待の場合と同様に心配な状況を発見した際には、学校内で情報共有やスクールソーシャルワーカーの相談、関係機関に連絡するように努めています。そのため教職員は、子どもたちの様子や変化を見逃さないように高いアンテナを張ることを心がけ、子どもたちを見守っていくことが大事であると考えています。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問２－３につきまして答弁させていただきます。

学校以外では、先ほど答弁しましたように保健師や福祉関係者から要対協に情報提供されたものが２件ございます。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問２－４につきまして答弁させていただきます。

子どもたちにとっては、身近な大人として小・中学校の教職員がいます。学校では、日頃から気軽に何でも相談できる体制づくりと、子どもたちの様子や変化を見逃さないように努めています。

学校内では、相談内容の情報共有や教育委員会を通して関係機関との連絡調整を行っています。相談内容によって支援が必要な場合は、社会福祉士の資格を持ったスクール

ソーシャルワーカーを通じて、子どもたちが置かれた環境を要対協を通して役場関係部署や県などの関係機関と情報共有を行い、福祉や介護など専門的な機関への橋渡しを行っています。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問２－５につきまして答弁させていただきます。

学校においては、ヤングケアラーという言葉は新しい概念ですので、現状ではヤングケアラーに特化した周知は行っておりません。ただ、福祉や介護については、中学校において社会科や家庭科の科目の中で相互扶助や介護について学ぶ機会があります。また、社会福祉協議会が実施する福祉実践教室において、介護など地域福祉に対して学ぶ機会がございます。

子どもたちにとっては、家族の介護や世話をすることや、現在置かれた境遇を当たり前として捉え、ヤングケアラーであることを気づかないケースもあり得るので、学校では日頃から気軽に何でも相談できる体制づくりと、子どもたちの様子や変化を見逃さないように努めております。

町民への広報・啓発については、ヤングケアラーという言葉自体まだ認識が低く、広報等の実績としてありませんが、今後社会的に重大な問題として広報紙や町公式ホームページ等において周知啓発を行ってまいります。

また、愛知県においては、子ども向け啓発事業として、県内の小学校５年生から高校３年生を対象にヤングケアラーの子ども向けパンフレットを配付する費用を、この県議会６月定例会に補正予算として上程する発表がございました。

続きまして、御質問２－６につきまして答弁させていただきます。

本町においては、町で実態調査をするのではなく、ヤングケアラーの概念の周知を行い、学校はじめ関係機関、要対協からの情報収集によりヤングケアラーの実態把握に努めていきたいと考えております。

続きまして、御質問２－７につきまして答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、様々な機関や事業所と連携し、ヤングケアラーの早期発見に取り組み、児童・生徒だけでなく家族全体に必要な支援を行うことが重要と考えております。

町としましては、ヤングケアラーの情報を把握した場合、役場の子ども・子育て支援担当が中心となり、学校や福祉担当など関係機関や要対協で情報を共有し、協力して必要な支援につなげるようにしております。

現在把握しているヤングケアラーの家庭は、要対協の要保護・要支援の対象となっており、学校関係者や役場の関係課が定期的な訪問や面談を行い、状況確認や対応協議を行っております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

把握された件数は２件ということですが、それが保健師や福祉関係者で把握されているということで、学校で発見された事例はないということですか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

吉原議員の質問に答弁させていただきます。

現在、把握しているものにつきましては、最初の情報につきましては学校からではございませんでしたが、生徒の状況などにつきましては学校から情報をいただいております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

保健師や福祉の現状で把握されているケースが多いと考えられますが、そうすると保健師や福祉部門の働きかけが重要になります。そこで、その専門的な研修などの機会はありますか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

吉原議員の質問に答弁させていただきます。

研修につきましては、愛知県などが行います研修等はございますが、やはり今後いろいろな機会を捉えまして、関係者にヤングケアラーの理解を深めていくことが必要であると考えております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

保健師や福祉関係の機関と学校との関わり方について、具体的にどのように行われているのか教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

吉原議員の質問に答弁させていただきます。

まず問題がある御家庭につきましては、学校から要対協のほうに情報を上げていただきまして、要対協の実務者会議の中で関係者が情報のほうを共有しております。

また、対応が必要な事例などにつきましては、個別にケース会議のほうを開催いたしまして、学校、それから児童委員、社会福祉協議会などと、それから役場関係課などが集まりまして協議のほうを行っております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

今、学校にスクールカウンセラーは何人配備されていますか。また、その活動状況を教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

吉原議員の御質問に対しまして答弁させていただきます。

本町には、スクールカウンセラーを小中連携型配置として中学校区に１名、合計５名を愛知県から派遣していただいております。

活動状況につきまして御説明します。

多様化する社会の中にあって児童・生徒が抱える問題は、いじめや不登校、心身の発達など多岐にわたっております。こうした状況において、臨床心理士の資格を持ったスクールカウンセラーの役割は、個々の児童・生徒へのカウンセリングや児童・生徒への対応に関し、保護者、教職員への助言、事件・事故等の緊急対応における児童・生徒の心のケアなどがございます。

学校への派遣日数については、各学区の不登校の児童・生徒数によって時間数に若干違いがございますが、おおむね各学校に一月に二、三日程度常駐しております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

それでは、スクールソーシャルワーカーについても、同様に配備状況をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

吉原議員の御質問に対して答弁させていただきます。

学校教育課では、いじめ、不登校などの問題を抱える児童・生徒が置かれた環境に対し、社会福祉士の専門的な知識を持ったスクールソーシャルワーカーを１名配置し、家庭訪問や教育相談等により、関係機関との連携により、児童・生徒を取り巻く環境を整え、学校への復帰の支援を行っております。

活動状況は、週３日、１日６時間、役場敷地内にある適応指導教室に出勤をしまして、支援が必要な児童・生徒の家庭訪問や学校、関係機関との情報交換を行っております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

そのスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの役割の違いを説明しても

らえますか。また、この両者の連携についてはどうしているのかを教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

吉原議員の御質問に対して答弁させていただきます。

スクールカウンセラーは、臨床心理士の立場から、悩みを持った児童・生徒の心の問題に耳を傾けて心に寄り添い、精神面で支える役割を担っております。

スクールソーシャルワーカーは、福祉に関する専門知識を持った社会福祉士の立場から、悩みを持った児童・生徒を取り巻く環境を変える手助けをする役割を担っております。学校や役場関係部署、児童相談所や県の福祉事務所などと連携して、児童・生徒の環境面に関する問題に取り組んでおります。

両者の連携につきましては、各学校で問題となるケースが発生した場合、ケース会議や情報共有をして心理的・環境的なアプローチを図っております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

ヤングケアラー問題を介して、本町での対応はまだ十分でないと感じています。他の市町村の独自の実態調査の実施状況などの把握はしていますか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

吉原議員の質問に答弁させていただきます。

他市町の独自の実態調査の実施状況につきまして、知多管内５市４町に確認しましたところ、独自の実態調査を実施したところはございません。また、現時点で実施予定はないと聞いております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

まだまだヤングケアラーについては広く知られていない状況だと思います。困っている子どもたちを発見して適切に対応していくには、南知多町の実態や特徴を明らかにすることと、行政を含めた広く知識の、技術の習得が必要ではないかと思います。

そういう意味から、改めて町の実態調査の実施と職員などの関係者の研修の充実をお願いしたいが、町長はどういう考えでいますか。

○議長（石垣菊蔵君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

町において実態調査の実施をすること、それから職員などの関係者の研修の充実をお願いしたいと、そういう御質問でございます。

まず町においては、実態調査というよりも、ヤングケアラーの把握をまずは学校関係者、そして福祉関係者の子どもたちと接する機会の多い、より深く接するところに対しまして、さらに注意深くするようにと指示をしてまいりたいと思っております。

それから職員につきましては、まず議員御指摘のように、ヤングケアラーという言葉そのものも含めまして認識をさらに深くする、向上する、高めるということを指示するとともに、新体制についても強化を図っていかないかんなあと感じております。

たまたまではございますが、一昨日の中日新聞の朝刊にヤングケアラーの記事が載っておりました。それを見ますと、やっぱりああいう事件が起きる前に対応するという取組が必要だということを強く感じておりますので、その気持ちを持って対応してまいりたいと、そう思っております。

（10番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

このヤングケアラーの問題は、全国的に大きな社会問題になっています。小・中学校は、人生の中でも最も子どもたちが成長する時期であり、一番楽しく充実した毎日を送れる時間だと思います。そこでの生活を楽しむことができないのは、その子の人生の中でも大きいものを失うことになります。関係する団体や機関、たくさんあると思いますが、一番身近な町が中心となって、しっかりと対応していただくようお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で吉原一治議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

〔　休憩　１４時０１分　〕

〔　再開　１４時１０分　〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、８番、服部光男議員。

○８番（服部光男君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では一般質問の朗読とさせていただきます。

１番、災害の備えについて。

日本海溝・千島海溝沿いを震源とする巨大地震対策の改正特別措置法が、令和４年５月13日、参議院本会議で可決・成立した。

このように大規模地震が予想される地域では被害想定の見直しが進められているが、宮城県の例を挙げてみると、浸水面積は東日本大震災の約1.2倍となり、沿岸15市町のうち６市３町の庁舎が浸水すると予測されている。

女川町では、新庁舎を内陸の高台に移転・新築したが、今回の想定では３ないし５メートルの浸水予定とされる。浸水域の拡大に伴い避難距離、時間も見直しが必要である。

そこで、当地域でも災害に対する備えの確認、準備の見通しを図るべく、以下の質問をする。

１．今回の特別措置法の成立等を踏まえ、愛知県として被害想定等の見直しはあるのか。また、町の防災計画の見直し等を図っているのか。

２．地震による被害の一つとして停電がある。令和４年３月に福島県で起きた地震の影響で、東京電力管内の１都８県で210万戸余りの大停電が起きた。

地震による直接的な影響での停電と、今回のようにある程度離れた場所でも需給のアンバランスによる停電が起きてしまいます。

例えば、真っ暗闇の中での避難、そのようなときの安全・安心のための設備として防

災灯の設置を求め、私は令和元年９月議会で質問し、答弁として、停電時に蓄電池による防災灯の設置は効果的であり、整備について検討していくとあった。その後の設置についての進捗状況はどうなっているか。

３．現在、各地で行われている各種訓練の最大の目的は、地震で亡くなる方を少しでも減らすことが目的である。その一方で、家屋の倒壊や家具の下敷きで避難もできずに亡くなる方も多く見えます。

これに対しての対策として、家屋の耐震化と家具の転倒防止金具の取付け及び配置の工夫でかなり防げると思います。

家屋の耐震化に向けては、耐震化工事への補助金制度や、家具の転倒防止金具の配付及び取付け支援等があります。

本町の耐震診断及び耐震化工事の補助金の利用状況、各地区における家具の転倒防止への取付け状況はどうか。

４．大きな揺れが来たら、大きな津波が来る。高いところへ急いで避難、そんな想定で各地区が津波避難訓練を実施しています。しかし、東海地震を想定して自主防災会を設立した当時から見て20年以上の月日の経過は大きく、高齢化により徒歩で避難ができない方が多くなっています。

そんな現実の中で安心して避難させられる方法として、車避難を提唱してきました。内閣府及び自治体でも、渋滞の発生しない環境を整えて車避難を検討しようという動きも見えてきています。

現在、内海地区の自主防災会でも、愛知工業大学の連携・指導をいただきながら、車避難に安全をプラスする検討をしています。

令和２年３月議会での私の質問に対する答弁で、地域の一定の利用条件やルールを定めた上で自動車避難のルールづくりを行う仕組みを検討したいとありました。町の車避難に関する状況は今どうか。

５．地震は、何の前触れもなく襲ってきます。町民は、いつでも避難できるように訓練にも参加していただいています。同様に園児、児童・生徒も定期的な訓練でどこへ逃げるかを覚えてもらっていますが、役場の職員が仕事で外出中に大地震に遭遇したときの避難行動はどうなりますか。

海っ子バス、スクールバスについては、運行中に地震発生した場合の対応策は考えているのか。

６．避難所において必要なものに水、食料、そして体を休める場所が上げられるが、不安を解消する意味では情報の確保が重要である。家庭や職場でも多くの方がＷｉ－Ｆｉによるインターネットを使用していると思われます。しかし、避難所として想定されている場所、特に学校の体育館関連では、ほとんどその設備がありません。スマホを使っての情報収集、安否確認等でもいずれ通信に制限がかかってしまいます。

平常時には学校のＩＣＴ教育にも利用でき、防災面でも、また観光面でも有効活用できるＷｉ－Ｆｉ整備を総務省としても推し進めています。避難所での早急なＷｉ－Ｆｉ整備を望むが、どのような対応を考えているか。

７．近年、様々な分野でドローンの活用が増えてきています。各自治体でもインフラの調査確認、また観光でも使われています。災害においても事前の危険箇所の確認、災害後の人の入れない場所での現場確認によるハザードマップの調査もできます。

機器の導入だけではなく、オペレーターも自治体や防災関連で複数の人材育成が進んでいます。通常業務でふだん活用することにより、災害時での使用スキルの向上も図れます。ドローンの導入と資格取得のための補助制度の導入の考えはあるのか。

８．災害を想定した避難所訓練も実施される中、避難の形態も変わってきて、自宅避難、車中避難等多様化しており、現実的にそこに配置される職員の数も不足していることも分かってきました。住民意識の向上と住民による避難所運営も必要となってきています。

そのような状況を踏まえて、防災士の養成・育成が全国で始まっています。専門知識を有した防災士の育成に職員、住民を問わず必要と思える。防災士育成に対して、町はどのように考えているか。

以上で質問の朗読は終わらせていただきます。

なお、追加質問に関しましては、自席で対応させていただきます。執行部におきましては、明確で希望のある回答を望みます。よろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、御質問１－１につきまして答弁させていただきます。

愛知県では、平成23年度から平成25年度において行った東海・東南海・南海地震等の被害予測調査結果を平成26年５月31日に発表しており、その中で各市町村での建物や人

的被害の予想が出ています。愛知県に確認したところ、現時点で被害想定の見直し予定はないとのことです。

町の地域防災計画の見直しにつきましては、災害対策基本法の改正等に伴う見直しや、避難所・避難場所の変更等を反映させ、令和４年３月に改定を行っております。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

東京都の首都直下地震の被害想定の見直しが、10年ぶりに今年の５月に行われました。背景には、建物の耐震化、家具固定の推進等による効果の結果が出たと推測されます。

家具固定の効果については、後の３番の質問でも行いますが、このように建物の耐震化、家具固定等の減災効果を考慮しての想定の引下げもあります。南知多町の場合、想定条件の日時を夏の正午として設定した場合は、観光客もたくさんいる中で避難方法、帰宅困難者等数字の引上げも想定できると思います。いろいろな条件を加味した場合、想定も一つにこだわることなく条件によって複数用意して、その条件の中でいかに被害を少なくしていくかという大則も必要だと思いますが、どのように考えられますか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

愛知県の理論上最大モデルでの被害想定では、冬の深夜５時、夏の昼12時、冬の夕方18時の３つの季節と時間帯について、その特徴を狙って被害想定予測をし、災害の予測等を示しています。そこでは各市町村の被害想定として、冬の深夜５時で最大のものとなっています。

本町の人的被害の想定は、約1,800人です。また、帰宅困難者数は、これは過去地震最大モデルでの被害想定で、夏の昼12時発災で約1,700人から1,800人となっています。被害想定の条件的な複数想定は、愛知県の想定で足りていると考えています。

町としては、被害想定の取扱いについては、今後人口や観光客の増減などの変化もありますので慎重に考えてまいります。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

先ほど言いましたように夏のお昼ということですが、当然、夏、土曜・日曜、天候、いろんなところで条件は変わってくると思いますが、最大限の想定で対応していけたらと思っておりますので、また季節、時間、いろんなことで少しでも減らしていく思いは変わっておりません。

次の質問、よろしくお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、御質問１－２につきまして答弁させていただきます。

停電対応用蓄電池内蔵のＬＥＤ防犯灯の導入を検討させていただきました。

既存の防犯灯に蓄電池内蔵の保安灯を付加する場合、１基当たりの設置金額が約９万6,000円となります。仮に、内海・山海地区の防犯灯638基に付加した場合、6,124万8,000円となると試算しております。そのため、町全域への普及は困難と考えております。

しかし、自主防災組織において津波避難路整備事業補助金を活用し、ソーラー照明を設置いただいた事例がございます。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

私もちょっと調べてみますと、性能で選ぶと１基やっぱり10万円ぐらいしますが、全部の場所につける必要はないと、この前の議会の質問でもしたと思っております。

避難の際には、当然一人一人が、夜暗い場合であれば懐中電灯も用意しておりますし、手元、足元の明かりというか情報は入ってくると思いますが、この防災灯の意味は、少し先の道路状況がどのようになっているかを判断するために大変有用であると思っております。という意味で、全部のところへつけるんでなく、場所によっては５つか６つのうちの１つをつけるような間隔を空けての設置でよいと思います。

また、ルートとしましても、いろんな地域の人がたくさん使う場所を幹線道路に設置するというような方向をやっていけば、安いコストで有効な結果が出ると思います。そして、幹線道路以外の各地区が担当するところの避難道路には、コストを１万円から２万円ぐらいでも結構なものもあると思いますので、そういったものの整備することを、避難の整備事業の費用を使うような形で再度進めていただけたらと思っております。いかがでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

服部議員の御質問のとおり様々な検討、推進の仕方があるとは思いますけれども、避難経路のこの停電時の明かりにつきましては、地域の安心・安全につながるようにということの考え方で今後も、効果に対しての照明器具の選定、それからあと設置や維持管理費の費用などもよく考えた上で推進を検討していきたいと考えています。

それから、国や県でもそういうものに対する予算措置があるかどうかにつきましては、これは状況によって、もしくは対応できるものがあるのかどうかということは探っていきたいと思います。以上です。

○８番（服部光男君）

次の質問をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

御質問１－３につきまして、答弁させていただきます。

耐震診断及び耐震改修補助については平成15年度より制度化され、令和３年度末までに町全体で診断補助が584件、その診断結果に基づく改修補助が51件となっております。近年、いずれの制度利用についても減少傾向にありますが、引き続き制度の周知を図ってまいります。

家具転倒防止への取組につきましては、町では平成17年度に家具転倒防止器具を1,880世帯に無料配付し、取付け困難な高齢者等の世帯159世帯に取付け事業を実施しております。

命を守る行動の意識啓発のため、令和元年度から取付け事業を再開しており、この令

和３年度末までに34件の取付け実績となっております。

各地区の取組の一例としましては、内海山海防災連絡協議会において、愛知工業大学地域防災研究センターとの協力・連携の下、令和２年度に啓発資料の配付とアンケート調査など、家具固定意識向上キャンペーンを実施していただいております。

令和３年度以降につきましても、家具転倒防止金具の無償提供を継続していただいております。町内のほかの地区においても同様に、命を守る取組が進むことを期待しております。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

ただいまの答弁の中での耐震診断、改修、私が思っているよりもたくさんの方が利用されているということを感じました。

１番の質問でも取り上げましたが、耐震化工事と併せて、これとは真逆ですが、少しの投資で大きな効果が得られるのが家具の固定事業になると思います。

この事業の取組についてはすばらしいところがあるのでちょっと紹介させていただきますと、名古屋市消防局の職員が１軒ずつ各家庭を訪問し、家具固定の効果、意味合いを説明し、事業の推進を進めているようです。

一見大変そうに思いますが、大都市での災害ということを考えたときに、この災害による火災の発生、また転倒で挟まれた人の救出、そういったことが大地震のときには多分無理だと思います。今やれることは何か、そういったことで消防局もこのような事業に取り組んでいると思います。

今やるべきこと、やれることということで、この地域も前からいろいろ推進しておりますが、再度、家具固定事業、地域の自主防災会の方たちの協力は当然いただかないとできませんが、こういった事業をさらに推し進めるということに対しての思いをちょっと聞かせていただきたいと思いますが。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

住宅の家具転倒防止対策の実施は、地震に対する住民の方が身を守る対策として効果

のあるものなので、自分を助ける自助の取組として町も推進するものです。

本町では、過去に器具を配付した実績から推測しますと、少なくとも３割程度の御家庭では、一部でも何らかの家具転倒防止の対策を行っているようです。

町としては、各家庭での家具の転倒防止対策が住民自身の対策として現在あまり進まない中なので、実施状況調査というものはちょっとこだわっておりませんが、これを行うよりも広報とか、あるいは地域のお年寄りの会合へ出たりしたときの防災講話の中でお知らせをしたり、それから高齢者や障害でハンディキャップのある方の住宅に器具の取付け事業を行ったり、それから先ほども話に出てきました内海山海防災連絡協議会の取組の事例があるものですから、こういう取組を広めるなどしまして家具の転倒防止対策が進むよう取り組んでいくことを考えております。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

何回も言いますが、小さな作業で大きな効果が大変得られると思います。今言ったように、いろんな方法があると思います。１軒ずつ回るのも一つの方法ですし、広報とか防災の訓練、講話、いろんなところでの告知等を進めていただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

御質問１－４につきまして答弁させていただきます。

災害時の避難場所、避難所への車避難の見直し、地域に合った車避難のルールづくりの仕組みについては、まだ具体的な検討は進んでおりません。

南知多町津波避難計画においては、徒歩避難を原則とするが、やむを得ず自動車による避難を検討せざるを得ない状況も考えられるため、あらかじめ避難方法を検討する必要がある。また、自動車を用いらざるを得ない場合であっても無秩序に車避難を認めるものではなく、地域において一定の利用条件やルールを定めた上で、適切な避難行動を促す必要がありますと避難方法の項目を記載しており、その他自動車避難を検討する際の主な留意事項も示しております。

大勢が一斉に避難することが想定される大規模災害時において車避難をすることは、道路の横断時など円滑な徒歩避難の支障となるものであり、時間と場所が重なれば、必ず支障が起きるものと考えております。実際に東北では、車避難により渋滞が起きた事例が報告されております。

車避難のルールづくりのためには、今後、地域の避難訓練において車避難の検証も加えていただき、その地域に合った車避難のルールづくりを進めていただきたいと考えております。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

車避難の有用性は、以前から話しております。当然、いろんなことをやる中ではメリットもあり、デメリットもみんなで検討すべき項目でありますし、どうしたら、やっていくにはそのデメリットをいかに潰していくかという話合いが、その事業を推進していく大きな力になると思っております。

そして、なぜこれだけ車の避難にこだわるかという一つの原因には、車でないと避難できない方、そういった方がどんどん今地域に増えてきております。要支援者、支援してほしい方と同時に、その方を支援する支援者というのが複数、家の周り、親戚ばっかりじゃなくて隣近所の方でそういった形が必要になるんですが、その支援者そのものがもう高齢化になってきている。だんだん、極端な話をすれば、そのうち免許証を返納して車に乗る人もいなくなっちゃうかもしれません。車避難すらできなくなるかもしれませんということで、声をちょっと大きくして言いたいのは、とにかく具体的な方法、例えばモデル地区を決めてもいいんですけど、地域に合った車避難のルールづくり、早い話がいつまでにこれをつくるつもりですかと言いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

町としては、自主防災会へ車避難の検討を進めていただくよう、まずは呼びかけていきたいです。

車でないと避難できない方の車での避難を考えるに当たっては、これ考え方のところ

なんですけれども、その地区での避難先、それから避難方法、それから避難経路などを鑑みることに加えまして、避難途中で予測される危険の検証や、それから避難場所へ到達できないことが万が一あった場合に、その場合に身を寄せる別の安全な場所を検証する、そんなことなどを行う必要があると考えられます。そのようなことも考えて各地区でルールづくりを進められるとよいと考えております。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

先ほどから言っているように、早急に早急にこの形をつくっていただきたいと思います。そして、これ防災危機管理室のみではなく、福祉関係、いろんなところもひっくるめてオール南知多で取り組んでいけるような形、横の連携も進めてお願いしたいと思います。

次の質問、よろしくお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

御質問１－５につきまして答弁させていただきます。

外出中の役場職員の行動については、災害時職員行動マニュアルに、まず身の安全を確保すること、次に上司へ連絡し、指示を求めることと規定されております。具体的な避難行動は規定されておりませんが、緊急避難時に考えられる最初の行動としては、まず自分の命を守ることです。具体的には、頭を保護しながら安全な場所へ徒歩で移動し、その後、情報を確認し、上司へ居場所や安否の連絡をすることになります。

海っ子バスにつきましては、運行事業者が策定した南海トラフ地震防災規定に基づき、乗務員が状況を把握し、乗客の避難誘導を行うこととなっております。

スクールバスにつきましては、業務契約の中で緊急避難行動について特別な確認事項は明記しておりませんが、国家公安委員会が定めた交通の方法に関する教則に基づき、まず、道路の左側に安全に停車する。次に、情報を収集する。引き続き運転する場合には、道路の損壊等を十分注意する。また、車を置いて避難するときは、車をできるだけ道路外へ移動し、鍵をつけたままとする。こちらを徹底させ、その後、児童・生徒を徒

歩で安全な場所へ誘導するように指導しております。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

これは職員の避難とかいろいろ考えておりますが、バスに限定してということであれなんですが、スクールバス等の登下校時に被災した場合の対応について、ちょっと調べてみました。すると、四国の防災ネット、四国のほうも三十何メーターの津波が来るというような大変危険な場所でありますが、高知県の学校の対策例が載っていました。

地震発災時のバス内で子どもたちが取るべき避難動作。うつむいて、手すりをつかんで踏ん張る。そして、避難行動を自ら考えて取ること。また、乗務員についても、被災時の場所が海岸沿いで津波の危険が高く、近くにスクールバスで行けるような高台があれば、バスは周囲の安全を確認した上ですが、そのまま高台に向かって高い安全な場所に、逆にそこへとどまり続ける。何が安全かということを、こんな訓練を2018年から行っているそうです。

また、乗合バスについては、宮城県のバス協会がそれぞれ乗客の方へ、運行管理者へ、乗務員へとして、それぞれの非常時に取るべき行動をマニュアル化しているようです。またお客様への注意としては、バスは、安全確保のため緊急停車する場合があります。衝撃時に備えて身を守ってください。これは地震に特化した、そういった注意事項だと思います。そして、乗務員に対しての注意事項では、周りの安全の確認等から始まり、海岸沿いで危険な場合には、危険を回避できる場所までハザードランプを点灯したまま移動を促すことということまで明記してあります。万が一の地震によるけが人が出た場合の対処法も書いてありました。

現場では、何が最適な行動なのか、当然管理者とかいろんなところへの連絡を取ると思いますが、連絡がつかない場合も多々あると思います。そういったときに、非常事態で何が最適かというのは乗務員が判断して、行動を取ることになると思います。

スクールバスとして、この地域の海っ子バスも大切な命を預かっております。訓練内容を含めたマニュアル、今あるのかどうかということも含めましてですが、早急になかったらつくってもらって、現在の状況、そうしたことをちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

職員の緊急時の対応につきましては、先ほど答弁したとおり、まず身の安全を確保することとしております。そして、その状況に応じて何が安全なのか自らが考える行動マニュアルとなっております。

そして、バスの緊急時の対応につきましては、これは運行業務委託業者と話し合い、今後必要なことについて確認していきます。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

今言われましたように、当然連絡が取れない場合は自らが考えるということ、これは職員もそうですし、バスの乗務員、運転手、ドライバーさんも全部同じようなことで対応するべきだと思っておりますが、今後、緊急時の対応、これ一番大事なことですので運行業務委託業者共々話し合って、どのような策が一番いいか、乗務員の方にしてみましても、そのとき自己判断で取るべき条件、そういったものをある程度つくってもらって、何が一番選びやすい、判断しやすいかということも含めてつくっていっていただきたいと思います。大変重要な作業ですので、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

御質問１－６につきまして答弁させていただきます。

避難所におけるＷｉ－Ｆｉの整備は、避難所開設時に避難者の連絡・通信手段の一つとして整備できると望ましいものですが、初期投資とランニングコスト、また災害時にＷｉ－Ｆｉを使用するための非常用電源の確保が課題となっております。そのため、小・中学校をはじめとした避難所において、現時点で災害時の利用を想定したＷｉ－Ｆｉを整備する考えはございません。

避難者の連絡手段につきましては、本人の携帯電話などの回線による通信が主なもの

になると想定しております。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

ちょっとスマホ等の保有とか調べてみましたが、2021年１月統計でスマホの保有状況は92.8％、ＬＩＮＥの利用率は81.1％、そしてＬＩＮＥが家族との連絡が取りやすいと思っているのは、シニア層がトップだそうです。

災害時に家族や身内の安否確認、災害状況の確認等、スマホは生活の一部になっております。そして、避難所のネット環境を構築するということは、避難した人の安心材料の基になる家族、知人との情報交換、これが一番大事になると思います。

現在、南知多町では整備されておりません。ということで、大手キャリアとかいろんな対策もあると思いますが、それでは災害時の通信手段について、もう放置するのか、町ではどのように考えておりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

災害時の情報連絡や安否確認の手段としてスマートフォンのＬＩＮＥ等のＳＮＳツールを利用することは、普及状況や利用のしやすさからして有効であると考えますが、大規模災害時には電話回線、インターネット回線ともに障害が発生している場合が想定されます。その場面においては、通信事業者の車両式の移動基地局もありますが、これは台数が限られており、発災直後に南知多町が支援を受けられるとは限りません。そのため、個人の準備としましては、家族で避難先を話し合ってそれを決めて共有しておくなど、通信手段がない場合に備えていただくことも必要と考えます。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

ＳＮＳが生活の中に入り込んでいる。若い人たちは本当にそれが当たり前の世界ですし、シニア層も、ふだんの連絡の中でＬＩＮＥ等使って、本当に楽しそうに使っている

方も多く見えます。それが突然、情報手段がゼロになる。そして、時間はたっぷりあるというような状況になりますと、大変つらくて不安な状況が見られます。電源確保とかハード面、ソフト面、いろんなところでの運用面、そしてコスト、これも大きいですが、そういったこともありますし、私もいろいろ調べていて何か壁にぶつかっちゃったような感じで、中身もなかなか見えてこないのが現状です。ということで、今後も引き続きこういったことの調査なり改善策があれば、いろんなところでまた教えていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次の質問、よろしくお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

御質問１－７につきまして答弁させていただきます。

ドローン（無人航空機）の活用につきましては、令和３年度には、地域資源を活用した交流及び関係人口の創出事業の中でプロモーション動画撮影を行っております。また、平成30年12月12日に災害時等における無人航空機の運用等の協力に関する協定を春日井市にある株式会社ＤＳＡと締結しておりますので、災害時におけるドローンによる情報収集や、町の行うふだんの防災訓練への参加協力を要請することができるようになっております。

ドローンにつきましては、航空法の改正に伴い、令和４年６月20日より、重量100グラム以上の機体について登録が義務づけられます。また、今後、ライセンス制度、機体認証制度の導入が予定されており、ドローンを飛行させるために必要な手続等が大変変動的でございます。したがいまして、現時点で役場でのドローンの導入、オペレーター人材育成については予定がございません。

事業所や各種団体でのドローンの導入、資格取得につきましては、事業再構築補助金、経営継続補助金、人材開発支援助成金など、国等が実施する支援メニューを積極的に活用いただけるよう周知に努めていきたいと考えております。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

春日井市の事業所と災害時の協定を結んでいるそうですが、南知多が被災するということは、東海地方全体での被災が想定されます。そういったときに、わざわざ春日井から南知多を目がけて来てくれるかどうかというのは大変疑問に感じます。そういった意味で、訓練で飛ばすというのも大事かもしれませんが、いざというときにドローンをどのように使うかという一生懸命メニューを考えても機体が来ない、それができない、大変残念な結果になるしかないと思っております。

そして、やはりドローンの本体とそれを使う人材も複数用意する。そのときに、そこに職員が２人ぐらいこのような資格を持ったとしても、そこにいるかどうか。民間で誰かもう二、三人いれば誰かかが使えるし、複数のそういったオペレーターがいれば、オペレーターとサポーター、そういったようなことでチームで活動するということで、大変効率よく動けるような感じもします。

ということで、引き続きドローンの導入、そういったことをお願いしていくんですが、今、先ほど最後のほうに言われました支援メニューというのをもう少しちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

重ねて今、導入等のお願いもございましたが、役場でも今、現時点でドローンの導入、オペレーター人材育成についてはただいま答弁したとおり、現時点では予定がございません。それから、民間のオペレーターの養成の助成につきましても、町としては予定がございません。

国等の行う支援策では、事業再構築補助金は、これはウイズコロナ、アフターコロナにおいて、例えば事業者が事業再構築のためにドローン事業部新設による測量・調査・点検業務とドローンスクールの事業展開をした場合に経済産業省系の支援メニューがあります。また、経営継続補助金は、業務用ドローンの購入費に対して条件が整えば上限100万円、４分の３の補助率で補助を行う農林水産省系の支援メニューがあります。また、人材開発支援助成金は、これは県労働局への申請で、例えばドローンスクール受講料が実質約半分になるような支援メニューがあります。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

もうちょっと詳しくお聞きしないといけませんが、多分個人が使うにはちょっとハードルが高いような感じもしておりますが、何にしましても、ドローンを取り巻く環境というのは、今後多くの用途も発生してきます。そして、この資格につきましても、今、今年からというような表現がありましたが、いよいよ国家資格、免許制というのが制定されるようでして、それに関して今の民間資格でやっているのは、ネットで調べますと20万、30万とかいうような数字が飛び交っているんですが、もうちょっと逆に安くなるかなということで、もう少し見守りたいような気もしております。

今後も引き続きいろんな支援策等あれば紹介願いまして、民間とかいろんなもので比較、助成をするという気が変わることをちょっとお願いしまして、次の質問をお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

御質問１－８につきまして答弁させていただきます。

町職員の防災に対する人材養成につきましては、愛知県やあいち・なごや強靭化共創センターで実施している研修、例えばでございますが、令和３年度では災害対策本部運用研修に１名、住家の被害認定研修に４名、住家の被害認定マネジメント研修に１名、災害対策の担当者職員の人材育成のための基礎研修に１名など、業務上必要な専門知識や技能を取得する講習、研修及び訓練をできる限り町職員が受講するよう努めております。

また、役場内の職員に対しましては、防災危機管理室が主体となって研修を行っております。御指摘のとおり、防災士の資格を取得して知識を身につけ、活用することは有効だと思いますが、職員の防災力を高める取組につきましては既に行っており、改めて防災士の資格取得を行っていく考えは現在ございません。

一方、自主防災組織や地区の防災協議会において、防災士の資格取得を推進することは地域防災力を高めるものでありますので、自主防災会等活動事業補助金を積極的に御活用いただき、資格取得に努めていただければと考えております。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

防災士の取得といいますか、国が一生懸命推し進めているというような状況もあります。そしていろいろ調べていきますと、地域によっては中学生の防災士も複数誕生しております。どこかの議会では、もう議員全員が防災士を取っている。全員かどうかちょっと分かりませんが、結構積極的にやっている地域もあります。

そこで、我が南知多町も若い防災士、そして女性の防災士を送り出して、地域の防災活動を盛り上げていってもらいたいと思います。

避難所生活、いろんなところでいつも課題になっているのが、女性の防災士を、防災に関する方たちがいかに入っていくかということで、その女性の避難する人たちの気持ちに寄り添った温かいといいますか、まともな対応もできないというのが、多分今の男社会での避難所生活での中身だと思っております。そういったところで細やかな配慮なり、細やかなといいますか、女性にとって当たり前の対応ができる、そういったためにも女性の防災士を積極的に育てていっていただくことが地域の防災グループ、防災活動、そういったことに大変大きく貢献してくると思います。

私の知り合いの方にも防災士、女性で２名ほどが、既に資格を持っているということで、ちょっと私自身恥ずかしくなってきて、急いで私も取りたいなというような気になっておりますが、やはりそういったためにも年齢を超えたということで若い方、そして女性の方、そういった方たちが挑戦しやすいような環境をつくるためにも、こういった自治体で助成金を手厚くするような対策を進めていただきたいんですが、この辺はいかがな対応ができますでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

地域の防災活動に若い方や女性が積極的に参加し、その視点に立った災害対応を行うことは、地域の防災力の向上につながると考えております。そのため、若い方や女性が地域の防災訓練や防災リーダー講習会、それから小・中学校を含めた町の様々な防災活動の取組に多く参加し、関わるよう心がけていくことが大事だと考えております。

その取組の一つとして防災士の取得は有効な手段でありますので、若い方や女性の防

災士の資格取得につきましては、まずは地域の自主防災会に参加していただき、その自主防災会が活動事業補助金を活用し、防災士の資格を取得する支援をしていただければと考えております。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

目的は地域の防災活動が充実するということですが、やはり若い方や女性が積極的に参加していただくということが大変大きな力になると思います。そのために自治体もいろんな取りやすい環境をつくっていただく、そしてそういった防災訓練とかいろんなところに参加していただく、そんなような関わりをつくっていってもらうことが大変大事だと思っております。その取組の一つとして、今お願いしております防災士の取得というのが大変有効な手段であると思いますので、若い方、繰り返しますが若い方や女性の防災士の資格取得について、町も協力していただきたいと思っております。

今回、地震、津波のことを中心に質問をしてまいりましたが、この地域もいよいよ梅雨入りを迎えそうでございます。梅雨入り、雨がたくさん降るなというと、私も床上被災者として何かちょっと嫌な感じがする時期が来るということなんですが、先日、国交省の公表で、想定の関係になりますが、千年に一度の大雨という基準ができたそうです。

この辺の私たちが関わっている内海川の改修とかいろんなところでも十年に一度、三十年に一度、そんな表現で10分の１とか言っていますが、それが私たちにとっての大雨の基準でした。そして、それが近年の雨の降り方にしましても線状降水帯ということで、熊本の豪雨とかそういうところでは百年に一度、二百年に一度、これはもう未曽有の豪雨という表現で、こんなことはふだん考えんでもいいだろうというような雨が何年も続けて来るような状況が起きております。いろんな要因があると思いますが、ついに千年に一度という表現まで出てきまして、１級河川の周りは本当に浸水地域がべったり赤い色、ピンクの色で埋まってしまっているような状況があります。

そういったことで、今後もまたいろいろ防災に関した質問を通じて防災活動とかいろんなものに取り組んでいくつもりでおります。そういったことで町民の安心・安全を何とか確保するということで、官民そろってということで、また一緒になってこの防災に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で服部光男議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

〔　休憩　１５時０５分　〕

〔　再開　１５時１５分　〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、２番、山本優作議員。

○２番（山本優作君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では、一般質問通告書の読み上げをさせていただきます。

質問事項１．新型コロナウイルスへの順応について。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの生活は大きく変わってきました。感染防止のための基本的な対策となるマスクの着用、手洗い、うがい、消毒、３密の回避などが町民一人一人の生活の中に定着されてきました。

今年５月20日には厚生労働省より、人との距離を確保できる場合、屋内で会話するときのほかはマスクを外すことが可能だと公表されており、感染シミュレーターの結果や熱中症などとの兼ね合いから、今までの対策内容を見直す動きも出ています。

また、今までは新型コロナウイルスを根絶しようとしてきましたが、インフルエンザウイルスと同様に新型コロナウイルスとの共存も見据えた方針へと変わってきています。

本町においても国内情勢の変化を敏感に嗅ぎ取り、柔軟にかじを取っていくことが重要と考えるため、以下の質問をします。

１．３回目までの各年代別のワクチン接種実績はどうか。

２．４回目のワクチン接種計画はどうか。

３．保育園児や児童・生徒で重症化した感染者はいたか。

４．これまでの保育所、小・中学校における学級閉鎖の数と児童・生徒の自宅待機者数の実績はどうか。

５．自宅待機中の児童・生徒への対応はどのようにしているか。

６．必要に応じてタブレットや通信機器を貸し出すなどして、自宅待機中の児童・生徒がリモート授業を受けられるようにできるか。

７．今後のマスク着用について、児童・生徒、保護者にどのように伝え、共有していくか。また、保護者からのクレームや要望等の対応はどうか。

８．感染症の存在を前提として児童・生徒と向き合っていく必要がある現状で、社会性の習得をどのように果たしていくのか。

９．町内外でお祭り等のイベントが再開されるようになってきたが、町主催の産業まつりや敬老会、各種スポーツ大会などのイベントについて開催予定はどうか。

10．マスク着用の考え方が示されたことで、町民がマスクをつけていないからと周囲から厳しい視線を向けられたり、心ない批判を受けないために町としてどのように考えるか。

以上、再質問は自席にて行います。よろしくお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－１から１－４と１－９、１－10につきましては私、厚生部長から、１－５から１－８につきましては教育部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問１－１につきまして答弁させていただきます。

３回目まで接種を完了した各年代別のワクチン接種実績を人口比の接種率で見ますと、６月13日現在で65歳以上が91％、40歳から64歳までが73.7％、18歳から39歳までが51.3％、12歳から17歳までが27.8％となっております。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

ただいまお答えいただいた接種率について、全国の平均や県の平均等と比べるとどのようなものであるか、比較するデータが手元にあるもので結構ですのでお答えください。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

山本議員の質問に対して答弁させていただきます。

まず県の接種率と比較いたしますと、接種対象者の比較といたしまして高齢者で1.3%、全体では9.8%町のほうが高くなっております。

また、国のほうの接種率につきましては、こちらは全人口のほうで接種率が出ておりますので公表している接種率とちょっと違ってまいりますが、そちらですと町は接種率が全体で70%、国のほうが60.5%ということで9.5%、現時点では町のほうが接種率が高くなっております。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

こちらの数字、国と比べても県と比べても非常に高い数字が出ているということで、町職員のしっかりした対応と町民の方々の対応意識の高さが表れているのかなと感じております。

次の質問の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－２につきまして答弁させていただきます。

新型コロナワクチンの追加接種４回目につきましては、３回目接種完了した日から５か月以上が経過した60歳以上の方、並びに18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方及びその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化リスクが高いと医師が認める方が対象となっております。

本町においては、集団接種は６月30日から開始し全９回の実施、個別接種は３回目接種同様４つの医療機関において６月下旬より実施していく接種計画となっております。現段階において、９月末までに約7,500人を接種することを計画しております。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

今回の４回目の接種については、今までの３回目とは違って受ける対象の方が絞られていると。どのような方々に絞られているかというと、今まで優先して受けられていたような60歳以上の方と、60歳未満の方でも基礎疾患があるような方という方々になってくるわけですけど、後で言った60歳未満で基礎疾患を有する方々に関しては、ちょっと今までの接種の中で３回目までを一般の方と同じような枠で受けられている方については町で把握されていないと思うんですけれども、そういった方々を今後どのように漏れなく周知等していくか教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

山本議員の質問に答弁させていただきます。

60歳未満の基礎疾患を有する方につきまして、１・２回目で町のほうに申請された方につきましては、こちら町のほうから接種券のほうを送るように準備しております。

なお、それ以外、新たに対象となった方、あるいは今回は基礎疾患で打ちたいという方につきましては町のほうでは把握しておりませんので、今後、町広報紙でありますとかホームページなどを通じまして周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

周知のほうについては広報やホームページでしていただくということですけれども、今まで優先枠として打っていない場合、時期としても後ろのほうで打たれていて、５か月経過するということを考えるとちょっとタイミングがずれてきてしまうんですけど、その辺りの対応についてはどのように考えておりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

やはり３回目接種から５か月という、どうしても接種間隔が決められておりますので、今後まず９月までの決められている範囲内で対応をしていきたいというふうに考えております。

その後につきましては、まだちょっと国のほうからの指針が出ておりませんので、今後の国のほうの指針に従いまして、また対応のほうを行っていきたいと考えております。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

今回４回目の対象となる方、御連絡を希望される方が受けられるように対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－３につきまして答弁させていただきます。

本町内の園児、児童・生徒の感染者は全員軽症または無症状で、重症化した報告は入っておりません。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

園児や児童・生徒で重症化した方はいないということで、ひとまず安心しました。

こちら、あとワクチン接種時の副反応があった児童・生徒等がいたかどうかについては分かりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

副反応につきましてはそれぞれ個人によるところになりますので、ちょっとこちら、

町のほうでは把握のほうはしておりません。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－４につきまして答弁させていただきます。

保育所におけるクラス閉鎖につきましては、全園休園が１回、クラス閉鎖が７クラス、感染者数につきましては、６月13日現在、65人となっております。

次に小・中学校における学級閉鎖につきましては、合計で８学級、児童・生徒の感染者数は、６月13日現在で104名となっております。

なお、感染者につきましては、保健所の指示により自宅待機などとなっております。

また、濃厚接触や登園・登校自粛などによる自宅待機者数の把握はしておりません。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

自宅待機者の数については把握していないということで今お答えいただきましたけれども、この把握していないとは、単純に町が把握しようとしていなかったということなのか、それとも把握するのが困難な理由等があるのか教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

自宅待機につきましては、濃厚接触で休まれている方もありますが、濃厚接触というような場合でありますとか自主的に休まれる方等もありまして、その辺の欠席理由について判別ができない部分がありますので、数字としては上がっていない状況です。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

こちらの自宅待機者で後の質問にも出てきますけど、リモートで授業を受けられるような生徒の方等もいると思いますので、欠席等の連絡を受けたときにはそういったところの把握もしていただきたいと思います。

次の質問の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問１－５、１－６につきましては関連がありますので、一括で答弁させていただきます。

新型コロナウイルスによる出席停止により、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、家庭でのネット環境が整っているかによりますが、タブレットを自宅に貸し出してリモート授業を実施しています。

リモート授業では学校の授業に参加することができますので、先生が質問したり、児童・生徒が発言したり、授業中の課題にほかの児童・生徒と同じように取り組むことができます。そのため休み明けの授業にスムーズに取り組むことができ、学習に著しい遅れが生じないことや家庭内での規則正しい生活習慣を維持できることで、学校と児童・生徒との関わりを継続することができます。そのようなことから、出席停止が明けてからの児童・生徒の登校に気持ちの余裕ができたという意見をいただいています。

ただし、ネット環境がない児童・生徒やタブレット操作が未熟な低学年に対しては、プリントの配付により対応する場合もあります。

また、ネット環境が整っていない家庭に対しての今後の対応といたしましては、通信機器の貸出しを検討していきたいと考えております。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

既に、できる生徒たちにはタブレット等を貸出ししてリモート授業を行っていただいているということで、できる限りの対応をしていただき、ありがとうございます。

今後の対応ですけれども、やはりオンラインでのリモートで授業を受けるのか、プリントで後で受けるのかで理解度等に大きく違いが出てきて、生徒が復帰した際の影響も

大きく違ってきますので、できるだけリモートの授業を受けられるような環境を整えていきたいというふうに考えておりますけれども、今後通信機器の貸出しを検討しているということで、どれぐらい必要なのかちょっと見極めないといけないなというふうに感じておりますけれども、現在、児童・生徒の家庭に何割ぐらいネット環境があるのかというのは調査されていますか。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

山本議員の御質問に対しまして回答させてもらいます。

こちら、昨年９月に学校のほうで実施しました調査結果によりますと、まず小学校におきましては、通信料無制限または上限があるがＷｉ－Ｆｉを使ってインターネットに接続ができる家庭は、全児童661名に対しまして634名でした。割合としましては95.9％でした。また、家庭にインターネット環境がなく整備の予定がない家庭は19名でした。割合としましては2.9％です。

次に中学校におきましては、同様にインターネット接続できる家庭は、全生徒363名に対しまして353名。割合としましては97.2％でした。インターネット環境がない家庭につきましては８名でした。割合は2.2％です。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

今もう既に調査・確認されているということで、非常に高い普及率があるということで、町の機器の準備もそんなに負担にならないのかなというふうに感じて安心しております。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問１－７につきまして答弁させていただきます。

５月23日付の国からの通知を受けて、学校生活におけるマスク着用について、教育委

員会から各学校を通じて保護者に通知いたしております。

内容は、学校生活においては原則としてマスクを着用しますが、今後、気温が高くなる時期を迎えるに当たり、熱中症などの健康被害を防ぐために屋内外において身体的距離の確保や会話をほとんど行わない場合など、一定の条件下での児童・生徒のマスク未着用の基準と体調管理についてお伝えいたしました。

保護者からの御意見といたしましては、マスクを着用しない自由についての意見もありましたが、今後も学校内で感染者が出る場合も考えられ、児童・生徒の安全・安心を第一に、国・県の方針に沿って対策を進めることを御理解していただきました。以上でございます。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

マスクを取っても安全な状況という、そういう状況においてマスクを着用しないという自由もありますし、あえて安全のためにマスクをするという考えもあるかと思っております。

今後も保護者の方から相談や意見を多くいただくことがあると思いますが、これについては真摯に対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問１－８につきまして答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれるところであり、こうした中でも持続的に児童・生徒の教育を受ける権利を保障していくため、今後も学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。

今後、子どもたちは、国・県から示されたガイドラインや衛生管理マニュアルに基づいて集団行動や人との関わりを身につけていくこととなります。教育委員会といたしましても、子どもたちが健康で安全な学校生活が送れることができるように努めてまいり

ます。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

国等の指針に従ってやっていくということですけれども、社会性という人との関わりというところの中において、コミュニケーションの能力の向上という面におきまして、今マスクを皆さんがされている状態で口の部分が隠れているということに関しては、相手の表情を読み取るのが難しくなったり、自分の感情を表したりするというのが難しくなったりしております。そういうものの対策として、例えばですけれども、教師の方だけでも透明なクリアのプラスチックのマスク等に替えていただいて表情が伝わりやすくするだとか、そういったような何か国等に示されていないけど独自の工夫等をされている例を把握されていましたら、それについて教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

山本議員の御質問に対しまして回答させてもらいます。

例えば、小学校でいきますとＡＬＴ、英語の授業につきましては、やはりマスクをしておるとその口の動き、英語の発音の仕方が分からないということで、フェースマスクをつけて授業のほうを工夫していただいております。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

もう既に幾つかやられていることがあるとは思いますけれども、それらの工夫については全ての小・中学校やクラスで統一されてやられているのかというところですね。教員の間でそういうのを情報共有ができているかどうかというところについてはどうでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

山本議員の御質問に対して回答させてもらいます。

コロナが収まりましたとき、令和２年当初でしょうか。いわゆる学校再開に向けて補助金というのも国のほうから出ました。その中にはやはり、今言ったようなフェースマスクですとかいろんなものの補助金等が出ておりましたので、その中でやはり学校間でそういった情報交換、こちらからもさせていただきまして、こういうのがいいよというのは情報を出したという記憶はございます。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

教員の間ではそういう情報はまず共有されているということは確認取れましたけれども、そういった工夫が保護者に対してのＰＲはいかがでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

山本議員の御質問に対して回答させてもらいます。

保護者へのＰＲということでは承知しておりませんが、基本的には、学校で行われます活動等につきましては学校便りという形で保護者へお便りを出しておりますし、随時ホームページのほうでも紹介のほうさせてもらっております。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

せっかく教員の方々が工夫してやっていただけているので、保護者の方に安心していただくということも踏まえてしっかり情報発信していっていただきたいと思います。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－９につきまして答弁させていただきます。

町が主催または関与する主なイベント、スポーツ大会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、産業まつりや半島側の敬老まつり及び篠島、日間賀島の敬老会、町消防団消防操法大会、愛知県市町村対抗駅伝競走大会は令和２年度と令和３年度の２年、日間賀島さわやかジョギング大会は令和元年度から令和３年度までの３年、中止を余儀なくされました。なお、成人式や町民グラウンドゴルフ大会の一般の部及びファミリーの部につきましては、開催時の必要な感染防止対策を取りながら継続開催しております。

今年度につきましては、町消防団消防操法大会は開催予定で、愛知県消防操法大会及び愛知県市町村対抗駅伝競走大会は開催される方向で準備が進められており、本町も参加を予定しております。産業まつり及び日間賀島さわやかジョギング大会の開催可否につきましては、今後、それぞれ実行委員会を開催し、その中で協議し、決定する予定であります。

また、これまで開催してまいりました半島側の敬老まつり及び篠島、日間賀島の敬老会につきましては、対象者が高齢者ということもあり、また必要な感染防止対策を講じることが困難であるとの理由から、今年度からは新たな取組として、９月17日の土曜日に町総合体育館で第１回福祉敬老フェアの開催を予定しております。幅広い年齢層に参加していただけるイベントとなるよう実行委員会を立ち上げ、開催に向けた協議を進めるところであります。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

コロナの感染者の数だけに関して注目してしまうと、去年やおととしよりも今のほうが出ている状態ではありますけれども、ウイルス自体が弱毒化しているという状況等を踏まえながら、コロナ禍の前のような明るい活気のある暮らしを取り戻すために前向きにイベント等検討していただけるということが分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－10につきまして答弁させていただきます。

厚生労働省のマスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更により、マスク着用の必要ない場面が示されました。

基本方針は変更されましたが、基本的な感染対策の重要性は変わりませんので、マスク着用を含めた基本的な感染対策の徹底を図るとともに、マスクをつけていないことによる差別などが起きないよう、マスク着用に関する考え方の周知・広報に努めてまいります。以上です。

（２番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○２番（山本優作君）

こちら、マスクをつけていないことに対する差別が起こらないように広報やホームページ、町内放送等を通じて様々な周知を工夫していただきたいと思います。

最後、まとめとなりますけれども、本日はワクチン接種の状況等から始まりまして、今後の計画等について確認させていただきましたけれども、今までの本町の方針について誤りがあったということは特になく、非常に真摯に対応していただけたのかなというふうに感じております。

今つけているマスクについても、まだ今後もつけたままの生活が続いていくことが想定されますけれども、国や県のガイドラインとかマニュアルをしっかり参考にしながら、本町独自でできる部分、児童・生徒の教育等の部分に関してしっかり対応していただくようお願いします。

また、途中で触れましたオンラインでのリモートの授業におきましては、今回のコロナ禍のことだけではなくて、令和５年から中学校統合がありまして日間賀島から内海の中学校の校舎に通う子たちもおりまして、船で通う際に船が出港できない場合等にもリモート授業等使う場面が増えてくるということが想定されます。このコロナ禍でリモートの授業等に慣れ親しんだ世代が、将来リモートのビジネス等で新しい風を起こしてくれるということも期待しておりますけれども、従来のコミュニケーション等についてもしっかりおろそかにすることのないようにして、コロナ禍で生きる児童・生徒たちがよ

り一層たくましく育っていただけるよう本町の皆さんにもアンテナを幅広く張っていただいて、今後も対応していただきたいと思います。

以上で私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で山本優作議員の一般質問を終了いたします。

ここで税務課長から答弁の申出がありましたので、許可します。

税務課長。

○税務課長（内田純慈君）

１番目の片山議員の一般質問における再質問に対する私の答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

質問事項２－７の答弁に対する再質問、ちなみに海岸で営業しているということだと海岸に固定資産税はかけられるのかに対しまして、海岸は通常、公共が所有している土地なので固定資産税はかけられません。ただし、公共の用に供する土地であっても営業の用に供する場合であれば、その部分を課税している状況の土地もありますと答弁させていただきましたが、国・県・町等の公共団体が所有する土地であれば、営業の用に供する場合であってもその部分を課税することはありませんので、答弁を「土地の固定資産税は、登記簿に所有者として登記されている者にかけることとなっています。該当の海岸については登記されている土地ではありませんので、営業している場合でも固定資産税はかけられません」に訂正させていただきます。よろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○４番（片山陽市君）

※

――――――――――――――――――――――――、――――――――――――――――、――――――――――――――――――――――――――――――――。

――、――――――――――――――――――――――――――――――――、――――――――。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって一般質問を終了いたします。

――

※　取消し発言あり

○議長（石垣菊蔵君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔　散会　１５時５３分　〕